

## 平成28年涌谷町議会定例会12月会議（第2日）

平成28年12月8日（木曜日）

### 議事日程（第2号）

#### 1. 一般質問

1. 議案第 91号 定住自立圏の形成に関する協定の変更について
1. 議案第 92号 涌谷町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例
1. 議案第 93号 涌谷町職員定数条例の一部を改正する条例
1. 議案第 94号 涌谷町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
1. 議案第 95号 涌谷町町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例
1. 議案第 96号 涌谷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例
1. 議案第 97号 涌谷町子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例
1. 議案第 98号 涌谷町心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例
1. 議案第 99号 涌谷町母子・父子家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例
1. 議案第100号 涌谷町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例
1. 議案第101号 工事請負契約の締結について

午前10時開会

出席議員（13名）

1番	竹中弘光君	2番	佐々木敏雄君
3番	佐々木みさ子君	4番	稲葉定君
5番	大友啓一君	6番	只野順君
7番	後藤洋一君	8番	久勉君
9番	杉浦謙一君	10番	門田善則君
11番	大泉治君	12番	鈴木英雅君
13番	遠藤稔雄君		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長	大橋信夫君	副町長	佐々木忠弘君
総務課長 兼参事	渡辺信明君	企画財政課長 兼参事	今野博行君
まちづくり推進課長	小野伸二君	まちづくり推進課 企業立地推進室長	大崎俊一君
税務課長	泉沢幸吉君	町民生活課長	高橋由香子君
町民医療福祉 センター長	青沼孝徳君	町民医療福祉センター 副センター長	高橋宏明君
町民医療福祉センター 総務管理課長	浅野孝典君	町民医療福祉センター 福祉課長	牛渡俊元君
町民医療福祉センター 健康課長	熊谷健一君	農林振興課長	遠藤栄夫君
建設課長	佐々木竹彦君	上下水道課長	平茂和君
会計管理者 兼会計課長	佐々木健一君	農業委員会会長	畑岡茂君
農業委員会 事務局長	瀬川晃君	教育委員会教育長	笠間元道君
教育総務課長兼 給食センター所長	木村敬君	生涯学習課長	藤崎義和君
代表監査委員	遠藤要之助君		

事務局職員出席者

事務局長	高橋貢	総務班長	木村智香子
再任主査	高橋正幸	主事	日野裕哉

◎開議の宣告

(午前10時)

○議長（遠藤稔雄君） 皆さん、おはようございます。

傍聴席の皆様、おはようございます。

本日も2日目でございますが、定例議会よろしくお願ひ申し上げます。

ここで、開会前にお知らせしておきます。

広報分科会のほうから、広報誌発行につきまして、議運のほうでさきの全協でお示しした件について協議していただきたいということでありまして、その協議した結果、2カ件がございます。1つは、一般質問の掲載の仕方でありまして、もう1つは質疑についての掲載の仕方でございます。それで、議運としましては、一般質問についての試行をとりあえずやってみて、質疑についてはもう少し分科会で、そして皆様ともに協議していただいていたほうがよいのではないかという話があったので、一般質問の掲載の仕方のみ試行として広報分科会の皆様に頑張ってもらいたいということになりました。

今の議会広報発行に関する規程については、第7条において、「一般質問については、発言議員が会議終了後5日以内に掲載原稿を問いと答えを含めて800字以内にまとめ広報分科会に提出しなければならない」というものがございまして、そのところを「600字以内にまとめてタイトルをつけ広報分科会に提出しなければならない。ただし、掲載は2件までとして、その他はタイトルのみの掲載とする」ということでございます。このように変わりました。字数が少なくすることによりまして、広報を読んでもいただける皆様が逆にふえてさまざまなご意見、あるいはご批判をいただいているところがございますが、分科会としてはそういったような中でできるだけ字数を少なくしてすぐ読んでいただけるような形にしたいという形で今頑張ってもらっておりますので、その辺をご理解いただいて、皆様のご協力をお願いできればということでございますので、報告として皆様にご連絡申し上げます。

どうぞこの件につきましては、くれぐれもよろしくお願ひ申し上げます。

それでは、直ちに会議を開きます。

---

◇

◎議事日程の報告

○議長（遠藤稔雄君） 日程をお知らせいたします。

日程は、お手元に配った日程表のとおりでございます。

---

◇

◎一般質問

○議長（遠藤稔雄君） 日程に入ります。

日程第1、一般質問。

昨日に引き続き、かねて通告のございました一般質問をこれから許可いたします。

9 番杉浦謙一君、一般質問席にご登壇いただきたいと思います。

〔9 番 杉浦謙一君登壇〕

○9 番（杉浦謙一君） 皆さん、おはようございます。9 番杉浦でございます。

かねてより通告をいたしておりました項目に従いまして、一般質問を行ってまいります。

まず、最初に、放射能汚染廃棄物の問題につきまして、質問をいたします。

11月3日開催されておりますけれども、市町村長会議におきまして村井知事は、東京電力福島第一原発事故で生じた宮城県内の保管されております8,000ベクレル以下の放射能汚染廃棄物を一般廃棄物として全県一斉に焼却するという提案を行っております。この8,000ベクレル以下の物質でございますけれども、この廃棄物の処理について、町長のお考えをお聞きいたします。

そしてまた、この宮城県が提案している、また、推進をしておりますけれども、12月下旬開催予定の市町村長会議、これに回答を持ち寄るということを県は求めておりますけれども、その間の今後の日程はどのようになるのか、伺います。

そしてまた、現在の焼却施設は大崎広域との兼ね合いがあります。大崎広域行政事務組合、この議会では全会一致でことし意見書が採択され、これは以前私も話をしたことがありますけれども、そういったことを踏まえまして、この同組合との調整のあり方と伺いますか、兼ね合いはどうなっていくのか、お聞きいたします。

そして、次に、小規模企業者への支援策について質問をします。

中小企業の中でも9割を占めると言われております小規模事業者、地域の経済や雇用を支える極めて重要な存在となっております。しかしながら、小規模事業者はこの人口減少や高齢化、そしてまた、海外との競争激化、地域経済の低迷といった構造変化に直面しているのが現状でございます。売り上げや事業者数の減少など、さまざまな課題を抱えております。厳しい経営環境において、小規模事業者が持続的に事業を発展させていくためには、国内外の需要の動向、そしてみずからの強みを分析し、そして新たな需要を獲得するために事業を再構築することが必要だと考えます。そのためにも、住宅リフォーム助成金制度、工事経費の10%程度を補助することによって、地域経済の活性化に力を尽くしてはどうか、町長の考えを聞くものであります。

さらに、小規模企業振興基本法、そして小規模事業者支援法、こういった法律に基づきまして、小規模企業の役割を重視した条例化の考えについても町長にお聞きをいたしまして、1回目の質問とさせていただきます。

○議長（遠藤稔雄君） 町長、登壇願います。その場で結構です。

〔町長 大橋信夫君登壇〕

○町長（大橋信夫君） おはようございます。

それでは、9 番杉浦謙一議員の一般質問にお答え申し上げます。

質問項目1の放射能汚染廃棄物の全県一斉焼却についてでございますが、11月3日の市町村長会議などにおいて、宮城県から、8,000ベクレル以下の農業由来廃棄物に関しては県内全ての自治体が協力して広域処理を行う方針が示されたところでございます。その内容といたしましては、安全性を確認するため試験焼却を行うことが挙げられており、全市町村が県の方針に沿って足並みをそろえる形で行ってほしいというものでした。当町には8,000ベクレル以下の廃棄物が600トンあり、保管農家の負担軽減を早期に図る必要があることから、混焼による焼却処理については実施したいと考えております。

2点目の今後の日程でございますが、広域と市町村の打ち合わせを随時行いつつ、12月12日に地域住民説明会を行う予定であります。12月下旬、再度市町村長会議で各市町村の意向が確認され、来年2月以降から試験焼却が行われる予定でございます。その後、6月以降に県及び広域の調整が行われまして、実際の焼却処理をすることが県のスケジュールとして示されております。

3点目といたしまして、大崎地域広域行政事務組合との調整についてでございますが、担当課長レベルの会議は既に数回行われており、広域議会への説明も11月30日に行われたところでございます。今後も随時連絡調整が行われ、広域各市町村が足並みをそろえた形で焼却を進めていくものと考えております。

質問項目2の町内小規模企業者への支援策についてでございます。

1点目の住宅リフォームに対する助成制度についてでございますが、住宅に関しましては東日本大震災後、住宅の耐震診断及び耐震改修に助成をしております、そのほか移住者に対する補助を行っているところでございます。

2点目のご質問ですが、小規模事業者は地域の経済や雇用を支える極めて重要な存在でございます。遠田商工会管内の現状は、平成23年の経済センサスと比較すると、第2次、第3次産業につきましては、人口減少等の影響により需要が年々減少しており、険しい経営環境に直面しております。この状況からいち早く脱却するため、本年度遠田商工会において、法に基づきまして国の経営発達支援計画の認定を受け、平成33年3月31日までを実施期間とし、小規模事業者を支援すべく各種支援事業に取り組んでいるところでございます。

事業の内容といたしましては、中小企業診断士や町、金融機関等の支援機関と連携し、各種セミナーの開催、経営課題等の解決や事業者の持続的な経営展開、新たな事業分野の発展、経営革新等への取り組みを支援するものでございます。これにより、地域の将来を担う小規模事業者を掘り起こしフォローアップを行いながら、経営の課題や事業開拓機会を認識させ、目標を持った小規模事業者に対する伴走型支援の契機を創出しようとするものでございます。

今後は、この計画に基づき遠田商工会及び金融機関等との支援機関と連携を図ってまいります。条例制定につきましてはその必然性も含めまして検証してまいりたいと考えておりますので、議員皆様のご指導、ご鞭撻を賜りますようよろしくお願い申し上げます。杉浦議員への回答といたします。ありがとうございました。

○議長（遠藤稯雄君） 9番。

○9番（杉浦謙一君） 2回目の質問をさせていただきます。

1点目の放射能汚染廃棄物の全県一斉焼却につきまして、2回目の質問とさせていただきます。

全協でも県の説明をいただきましたが、バグフィルター、私その中で質問していますけれども、ガラス繊維でできているという話をしました。もともとバグフィルター、ダイオキシンの対策のためにダイオキシン除去のためのものでありまして、気体状態の状況ですと、全く機能がしないというのが定説となっております。これは、岩手県の宮古市で研究を進めておりますけれども、放射能汚染廃棄物をここでも一般廃棄物と一緒に一般ごみと一緒に混焼しているとしたところでありまして、その焼却炉の風下に空間放射線量、これが影響を与えているということで、この放射性セシウム約2割が排気ガスとともに放出されたと、これは廃棄物資源循環学会というのがあるんですね。この2014年の総会の報告となっているわけでありまして。もともと2,000ベクレル以上、以下というこの線引き自体が大体何で2,000ベクレルになっているのかということがあるんですけど

も、8,000ベクレル以下というの、8,000ベクレルだろうが、2,000ベクレルだろうが、出てきちゃいけないものが数値として出ているわけですから、これは問題なんですけれども、特措法でこういった線引きをしているというのが疑問に思いますけれども。そのまた岩手県の遠野市でも、混焼の評価研究を行っております。ここでもバグフィルターで除去された放射性セシウムが64.6%であったということで、ことし8月のこれもまた一般社団法人廃棄物資源循環学会、これはホームページに見れば大体結果が出ているんですけれども、報告をされているという状況なんです。仙台市でも使用しているこのバグフィルター、0.3マイクロメートル以上の粒子しか補足できないとされているものがこのバグフィルターなのでございます。

とにかく、基礎研究が少ないこの分野で、学問的に確立されているわけではないということなんです。こういった根拠を一斉焼却を持ち出すことはちょっと認められないんじゃないかと思います。そもそも、高校で教科書で習うとは思いますが、質量保存の法則というのがあって、化学変化、燃やしても物質の質量は変わらないというのが質量保存の法則ですね、これは。化学でよく使うんですけれども、放射性セシウムを煮ても焼いても消えることはないんです。物質は。ですから、外に出るか、中に閉じ込めるか、そして濃縮されるかと、こういったものですから、かなりやっかいなものだと私たちはそう考えております。

ですから、この環境省が主張していますバグフィルター99.9%除去できると。99.9%というのはほぼ100%ということなんですけれども、そういった根拠は実際には示されていないというのが実情でございます。もともと震災前でも出てきちゃいけないこの数値ですから、大量にセシウムが外部に放出されてしまって、先ほど特措法をつくったと私も申し上げましたけれども、町長はこの安全性について根拠を示すことができるのかどうか、私は伺いたいと思います。

○議長（遠藤稔雄君） 町長。

○町長（大橋信夫君） いろいろとご意見いただきました。そのための試験焼却であると考えております。いわゆる現在の焼却施設でどれだけの性能が示せるか、その数値をとらなければ議論は進まないと思います。

○議長（遠藤稔雄君） 9番。

○9番（杉浦謙一君） この分野で先ほど言ったとおり、学問的に確立されていない分野なんです。ですから、その試験焼却をしなければいけないという話になっちゃうわけですよ。ですから、後で話をしますけれども、住民説明会をやるといっても、試験焼却をしなければわからないという状況の中で、果たしてこれがいいのか悪いのかというのを住民の方の意見を求めるというのもなかなか難しい問題ではあると思います。

そういった中で、再度伺いますけれども、最終処分場という、県の資料の中には焼却をして最終処分場に持っていくというふうに図で示されておりますけれども、この最終処分場も大崎広域にありますけれども、本来ならば最終処分場というのは種類がありまして、とにかく雨水が入っちゃいけない、そして水が流れるような状況であってはならないということで、遮断型の最終処分場が必要であると。しかしながら、大崎広域にあるのは管理型の、いわゆる埋め立てるような形の最終処分場になっていると。そういった点も踏まえて、町長はいろいろとやはりこの12月下旬の市町村長会議ではいろいろこういった問題があるということを主張しなければならぬのではないかと私は思っておりますけれども、いかがでしょう。

○議長（遠藤稔雄君） 町長。

○町長（大橋信夫君） データがなければ、私は議論は進まないと思うんですよ。違いますか。そのための試験

焼却です。それでどれだけの放射性物質を除去できるか。それによって対策を講じる。現実には先ほど申し上げましたけれども、浦谷町には8,000ベクレル以下の汚染物が600トンございます。この現実を見ますときに、放置していいというわけでもありません。あと広域とのその事務的な取り扱いについては、担当のほうから答えさせます。

○議長（遠藤稔雄君） 農林振興課長。

○農林振興課長（遠藤栄夫君） 試験焼却につきましては、データはいろいろなデータを持ってございますけれども、それらを安全性を確保するためになおさらその試験焼却をしてデータを集めたいという考え方でございます。また、焼却灰の処理につきましても、今考えられる最良の策を講じながら対応してまいりたいという広域との話し合いもしてございますし、その経過を見ながらやはり変えていくべきところは変えていくという考え方でございますので、ご理解をいただければと思います。終わります。

○議長（遠藤稔雄君） 9番。

○9番（杉浦謙一君） 先ほどの試験焼却と言われておりますけれども、試験焼却というのは結局燃やすことなんです。燃やしてから出ていました、何か数値おかしいですという話になってしまったのでは、せっかくの試験焼却、意味がない。私は燃やして処分をする、減容化をするのではなくて、もう少し安全な管理の仕方を考えなければいけないと。県がこういった、今までは8,000ベクレル以下であろうと以上であろうと、数値が出てしまったから今まで保管をしていたわけでありまして、そういったものは8,000ベクレル以下であろうとも、危険なものは危険なもの、放射能が出ている物質なんです。ですから、そういったものをちゃんと国と東電の責任できちんとした管理をさせるというのが一番大事だと私は思っています。

そしてまた、住民説明会、ご案内いただきました。12月、そうですね、12日午後6時半から大会議室でということで、西地区のみでいただいていたと思います。いろいろと書いてありますけれども、結局、なぜ西地区だけなのかということなんです。町民の関心は高いと思いますよ。その点で、この配布されたのは私はどこまでかというのはわかりませんが、東地区、箕岳地区には区長配布はされていないと私は聞いておりますけれども、なぜこの限定された地域なのかなと思いますけれども、いかがでしょう。

○議長（遠藤稔雄君） 農林振興課長。

○農林振興課長（遠藤栄夫君） 西地区に限定したわけですが、これにつきましては焼却場の設備から考えて、そう遠くまでは灰は飛ばないだろうということで、西地区を限定して説明会を開くこととしたものでございます。

○議長（遠藤稔雄君） 9番。

○9番（杉浦謙一君） 灰が飛ぶか、灰が飛ぶのが問題なのか、排ガスの問題なのかというのがありますが、飛ぶか飛ばないかというのはちょっと風向きもありますし、風速もありますし、これは目に見えるものではないので、どこまで飛んでいくのかというのは私はわかりませんが、いずれにしてもこの月曜日ですけれども、夜、西地区のみならず多分関心は高いと思います。そういった点で、この説明会の開催には案内は出してないけれども参加できるのかどうか。どうなんでしょうか。

○議長（遠藤稔雄君） 農林振興課長。

○農林振興課長（遠藤栄夫君） 参加していただいて結構でございます。

○議長（遠藤稔雄君） 9番。

○9番（杉浦謙一君） 結局、この県の資料もそうなんですけれども、今後のスケジュールということで、市町村長会議、日程まだわかりませんが12月下旬というふうになっていて、各自治体でも説明会をやっていると、やるという案内が来ているというところがありますけれども、各自治体で県内住民説明会をやるということなんですけれども、余りにもこのスケジュールがもう決まっています、もう決まったような状況、もう試験焼却の開始の日も、開始半年程度ともう書いてありますけれども、余りにも少し早過ぎると。どこまでの説明会なのかと私は思うんですけれども、そういった点でしっかりとこの説明をするというのが一番大事なのであって、もう焼却先にありきのような状況になると思うんですね。そういった点では町長、少し協議、余りにも早過ぎるのではないかとということも含めて、ぜひ意見を申し入れてほしいなと思うんですけれども、どうでしょうか。

○議長（遠藤稔雄君） 町長。

○町長（大橋信夫君） いろいろな考えがあろうかと思いますが。余りにも処理が早過ぎるということですが、私は現在置かれているわらと草を全部見ました。動かせる時期は今しかありません。この時期を逃しますと、今形崩れかかっていますよ。そこから移動できなくなれば、それが全部そこに残っちゃう。というふうな形のスケジュールの理由でもありますし、また、国、東電の責任と質問者はおっしゃいますけれども、議長、反問権。（「反問ですか。許可します」の声あり）

それでは、どのような方法をお考えなのか、お聞きします。

○議長（遠藤稔雄君） 9番。

○9番（杉浦謙一君） 予想どおりですけれども、東電と国の国策でやったわけですから、私はそういう主張をしてきました。もう少し先ほど言った雨水のかからない、そしてまた、分散しない、そういった施設をつくって、そういった中で管理をしていくというのが大事だと思います。先ほど町長が稲わらの状況、あります。確かにそのとおりだと思います。ただし、動かしてはいけないと私は思います。稲わらを今しか動かせないのは焼却して動かすのではなくて、管理して動かすというのが一番大事だと思うんですね。そういった点でそこをやはり主張しないと、燃やしてはいけない。これまでは燃やしてはいけないというものを今になって今度燃やしていいという話になると、これはおかしい議論だと思うんですね。そういった点では、私はその建物、大きな建物ということはありませんけれども、そういった点で全国的にやっているわけですから、そういった点で少し考えていただければと思っております。

○議長（遠藤稔雄君） 町長。

○町長（大橋信夫君） 再度使わせていただきますが、具体的な処理方法を示してくださいと言いました。

○議長（遠藤稔雄君） 9番。

○9番（杉浦謙一君） 先ほど言ったとおりに、その先ほど言った東電の、我々がどちらかという被害者なんですから、町がやるものではないはずなんです。本来は原発から出た事故の物質なんですから、そういった点ではちゃんと管理させるという責任があると思いますよ。そういった点では、具体的と言いましたけれども、私はそういう建物のことは詳しくはないのであれですけれども、そういった点でちゃんとそれは東電と国と話し合いをするということが一番大事なんじゃないでしょうか。そこなしでは、ここでの議論はおかしい話にな



ってきますよ。

○議長（遠藤稔雄君） 町長。

○町長（大橋信夫君） 特別措置法、特措法があります。この中では8,000ベクレル以下は一般廃棄物で、それは発生した時点で処理をしろということなんです。その特別措置法、特措法、国会で決めました。その中には全党が賛成しているはず。そういった状況の中で出た法律に基づいて今処理しているんですが、そのことについては触れずに、ただ単に国、国ということではないと思います。いわゆる法律を成立させた国会も責任あるわけですから。そういったことが今出ないというのは大変おかしいと思うんです、私は。一番迷惑しているのは、質問者ならず、地方です。特に、農家の庭先に置かれている廃棄物をどうしようとする。その農家の安心感を早く与えるのは我々の責務だと思っておりますが、いかがですか。

○議長（遠藤稔雄君） 9番。

○9番（杉浦謙一君） ずっと反問してるんですけども、8,000ベクレル以下というのは勝手に国が決めた基準ですよ。これは出ていけないとなっているんですから、たとえ特措法でも、では焼却していいかという話になってくると、一般的な常識からするとおかしな話ですよ。そうでないですか。今まで燃やしちゃいけない、焼却しちゃいけないというものを、一般……、国の責任はそれは国の責任でやる、国策なんですからやらせるべきですよ。国会の責任はもちろんあるんじゃないですか。だから、国は、国会は国会でそれは特措法をつくらなかったかつからないか、私はその国会はそうですけども、あくまでも今は国がやっている事業ですからね。電力業界が。そういった点では、やはり言うべきものは言う。話すべきは話すると。そういった点では、一番大事な観点じゃないでしょうか。

○議長（遠藤稔雄君） はい、反問。

○町長（大橋信夫君） 日本は法治国家でございます。いろいろな事柄が法律、そしてまた条例といったものの中で動いております。今回の処理も国会が決めた法律です。この法律に従って今やろうとしているわけです。本来であれば、私は国も東電も国会も同様の責任があると思っております。そのことを議論しないで、一般的にこれから何とかしてしようとするということについてご意見だけいただくのは、私は腑に落ちません。そのことを答えてください。あとはやめます。

○議長（遠藤稔雄君） 9番。

○9番（杉浦謙一君） いや、町長ね、責任、責任って、町が確かに負担かかる部分は町民の方にあるかもしれませんが。だからこそ、町が焼却をして、逆に2次被害になるかもしれないということを私たちは言いたいわけです。だってね……（声あり）そういう問題じゃないじゃないですか。（「不規則答弁はやめてください」の声あり）そういう国会の問題ではないですよ。（声あり）国会……（「答えやっているんですから静かにしてください」の声あり）私は一般ごみと混焼するという話を論戦でやっているわけで、その責任はどこにあるのかというのは、国と東電しかないですよ。どう考えても。国会がどうのこうのっていう話ではないですよ。町の責任もないですよ、本来は。そうしたことによって、だからこそ今混焼する、焼却するという話になれば、また2次被害が発生するでしょうという話を今回この場で話をしているわけです。

ですから、町長は議論をすれ違う、話を横に置いているような感じはするんですけども、そういった点でちゃんと私は、町長は県知事に対して、また、県に対してこういった議論があるということはちゃんと話し

なきやいけないと思いますよ。そうでなければ、今の議論はせつかくの議論ですから、もったいないことになりますから。そういった点でよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（遠藤稔雄君） では、質問再開してください。

○9番（杉浦謙一君） 先ほど住民説明会ということで、いろいろと課長さんからも話をいただきました。余りにも先ほど早過ぎるということと、何でもっと広く案内を出さなかったのかなと思うんですけども、これを1点。

○議長（遠藤稔雄君） 町長。

○町長（大橋信夫君） 早過ぎる、どういうことだからちょっと理解できないですけどもね。先ほど申し上げました。動かさなくなります。そしてまた、この議論が恐らく12月の市町村長会議でまとまらない部分もございます。すると、また延びます。ということでどうなるか。庭先に置かれた農家の不安、これから春作業に入ろうというときに。そういったものをいち早く取り除くためにも、早い段階から議論すべきであるし、議論の経過を説明する責任が我々にはあるはずです。以上です。

○議長（遠藤稔雄君） 9番。

○9番（杉浦謙一君） だから、あれですね。この早く説明会をやってしまったことにしちゃおうという話になってくるんですね。そうじゃないですか。私はそう思いますよ。とにかく、案内は最小限に抑えて、そして説明会は簡素化にというふうな、私はそういう、勝手な想像ですけども、この6時半からというのはそんな感じをします、そんなイメージでなっていますけれども、どうなんですか。町長の考えは。

○議長（遠藤稔雄君） 町長。

○町長（大橋信夫君） 案内でお知らせした方針に変わりはありません。

○議長（遠藤稔雄君） 9番。

○9番（杉浦謙一君） これ以上これだけに議論を費やすと終わってしまうので、とにかく私から言いたいのは、最初から焼却ありきの内容ではなくて、もう少し吟味して国、東電、県にも意見を述べるような首長であってほしいなと思います。

そしてまた、次の項目に行きますけれども、最初の住宅リフォームに対する助成制度ということで、町長の考えを伺いました。この制度は県内においてもかなりの自治体で制度化されておりまして、秋田ですと県の事業としてやっている部分もあります。そうした点で、この制度、住宅リフォーム補助金制度、助成制度ですけども、この制度はこの地域経済において効果は見られると、どう評価されているか。どうでしょうか、町長。

○議長（遠藤稔雄君） 建設課長。

○建設課長（佐々木竹彦君） 評価の件でございますが、各市町村でリフォーム関係の補助制度をやっておるんですが、一番最近上げられているのは、やはり定住とか、涌谷町でも27年度から移住促進住宅取得補助金ということで創設しておりますけれども、その中でも引っ越してきてくれた方にリフォーム、修繕の費用も含めて補助をする内容等になっております。その実際に経済的な効果がそこで上がっているかどうかというのははっきりとわからないわけですが、施策としては一般の定住とか、住民の方にはよいものだと思っております。

○議長（遠藤稔雄君） 9番。

○9番（杉浦謙一君） 私は、小企業者、建設関係が主となりますけれども、この小規模事業者に対する支援と

ということで住宅リフォーム補助金制度、これが一つの効果があるのではないかとということで、隣の自治体で、隣って石巻ですとか、かなり効果があって、締め切り前にあつという間にこの補助金制度の予算分を使ってしまふというふうに、かなり経済的には地方経済にとってはいい制度ではないかとということで、どんどんそういう制度を設ける自治体も県内でもふえてきているというのが実態だと思うんですけども、そういった点で少し移住者のみならず、その現在の既存の企業に対して少し支援をするべきではないかという施策が必要だと思うんですけども、そういった点では何らかの考えはないのかなと思っていますけれども、先ほどあくまでもこの定住者に対する補助、そちらがメインだと思うんですね。そういった点で、やはりあくまでも小企業者ということでおおむね従業員5人以下というところの企業に対しての支援というのを少し考えていただければと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（遠藤稔雄君） 町長。

○町長（大橋信夫君） リフォーム、いわゆる改修、これについては補助はしております。それにまた住宅取得についても補助をしておりますが、まだいろいろな需要があるとすれば、それで対策を講ずるものがあるかとは思っております。

○議長（遠藤稔雄君） 9番。

○9番（杉浦謙一君） そういった点では、新しくできた小規模企業振興基本法、そういった中で一つの盛り込む、制度として盛り込んで、私はどうした、条例化したほうがいいのではないかとってはいるほうなんですけれども、目で見える、そしてまた、規程でも規則でもいいんですけども、そういった点で、要項でもいいんですけども、そういった点で1つの措置、企業に対する支援を明確にするべきだと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（遠藤稔雄君） 町長。

○町長（大橋信夫君） 小規模企業振興基本法、いわゆる小規模基本法ですが、この中に、平成25年に改正なっておりますが、中小企業基本法においては小規模企業に対する中小企業施策の方針を位置づけられておりますが、これをさらにグレードを上げるために小規模企業を中心に据えた新たな施策の体系を構築すべきということもうたわれておりますので、いろいろと勘案しながら取り組むものがあれば取り組んでまいりたい、そのように考えています。

○議長（遠藤稔雄君） 休憩いたします。再開は10時55分といたします。

休憩 午前10時44分

再開 午前10時55分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（遠藤稔雄君） 再開いたします。

10番門田善則君、一般質問席に登壇いただきたいと思います。

〔10番 門田善則君登壇〕

○10番（門田善則君） おはようございます。10番門田であります。

さきに通告してありました1カ件につきまして、質疑をしたいなというふうに思います。

その前に、先日行われました東日本放送のKHBのふるさとCM大賞、その中で涌谷町が大賞をいただいたということは、これは町民こぞっていい話だなというふうに考えられますし、それに携わった皆さんにこの場をかりて御礼を申し上げたいなというふうに思っております。

さて、私の質問事項であります、町立病院の赤字は町民の負担になっていないのかということでお聞きしたいと思います。

そのうちでも3点、町立病院の改革はこれからどのように町長は進めていくのか。

また、公営企業法の全部適用してから6年がたつわけでございますが、その辺の検証はどのように町長は考えているのか。

また、一般会計の繰り入れがここ2年で4億以上の繰り入れになっているわけですが、ことしにおいても4億2,800万ほど見込まれるわけでございますけれども、その辺について今後そのお金が同じように出ていくような場合があった場合には、それが繰り入れでやれるのかどうか。そういったことについて町長の考えをお聞きしたいと思います。

○議長（遠藤稔雄君） 町長、登壇願います。その場で結構ですので、どうぞ。

〔町長 大橋信夫君登壇〕

○町長（大橋信夫君） ありがとうございます。それでは、10番門田善則議員の一般質問にお答え申し上げます。

1点目の町立病院改革についてでございますが、平成26年12月11日に取りまとめました涌谷町地域包括ケアシステム確立検討委員会報告書、平成28年3月3日に作成いたしました新涌谷町町民医療福祉センター国民健康保険病院改革プランに基づきまして、病床機能の分化や連携を図りながら適切な医療を将来にわたり持続的かつ安定的に提供していくことのできる病院にしていきたいと思います。

2点目の公営企業法の全部適用についてですが、前改革プランの検討委員会におきまして、全部適用を導入すると管理者は人事権、予算の原案作成権等の運営を担い、権限も責任も大きくなるが、フットワークが軽くなり、その考えをすぐに経営に反映することができることが利点であるとの意見があり、平成22年から適用し、現在まで継続しております。どのような経営形態であっても、大事なことは開設者と事業管理者の日ごろのコミュニケーションから構築されます相互理解と信頼が重要であると考えております。以上のことから、経営につきましては今後も現在の形態を継続する考えでございます。

3点目につきましては、一般会計からの繰り出しのことと思われませんが、国の繰り出し基準を基礎としまして繰り出ししてまいります。町に町民医療福祉センターがあり、さまざまな事業を行うことによりまして、国民健康保険の1人当たりの医療費は県内市町村の平均を下回っております。また、1人当たりの国民健康保険税、介護保険料ともに、県内市町村の平均を下回るなど、国保病院を基盤とする医療福祉センターがあることにより、町民の皆様には恩恵があるものと考えております。病院事業は決して黒字経営ではありませんが、保健・医療・介護・福祉のトータルで評価し、経営改善を検討してまいりたいと考えておりますので、今後とも議員皆様のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます、門田議員への回答といたします。ありがとうございました。

○議長（遠藤稔雄君） 10番。

○10番（門田善則君） 今、町長から答弁いただきましたが、今回このような質疑をすることに当たっては、前々から町のほうとしても病院改革をしなければならないということで、実を言うと町長が町長選に出て公約の中にこの病院改革をしなければならないということで大きく取り上げていた事実を私は知っております。そういう中で、町長になってから繰入額が大きくなってきていると。それになったら改革をするということが逆行になっている部分に考えられるわけですから、私は今回そういった質疑をしているわけです。

実質、平成27年度の予定損益のほう、損益計算書ですか、を見ますと、当初の予定と実質決算とのその比較がかなりの違いがあります。そういった部分で、その予定という部分の中でもその見積もりに何らかの射ているといたしますか、そういう部分が見えてこない。要は、もう少し慎重になってこの病院経営というものを、企業会計ですから利益があって、そして経費があるということ、普通会社であれば、売り上げがあって支払いがあって、その利益の部分で皆さんの暮らし、職員の手当ということになるわけでありまして。そういったことが私は今ここに来て、その改革プランもあります、22年度の改革プランもあります、実質そのとおりになっていけば、これだけの繰り出しは必要でないというふうに私は考えます。

ところが、ここに来て27年、28年度と相当大きくなってきています。仮に、仮にですよ。国からの交付税、また、特別交付税の算入分が2億2,000万ぐらい、それはいいでしょうと仮にしたとしても、残りの2億についてはどうなんだと。昔、この病院をつくる時の経緯を聞きました。1人当たり1万円はいいんじゃないかと。ということは、今の人口でいえば1万6,000、1億6,800万であります。そういったことから考えても、では百歩譲って2億2,000万でもいいよと言っているわけです、私は。しかし、それを超える部分の2億については、どうなんだと。やはり改善するべきではないかと私は考えます。

そして、これがやはりその繰り出しというのは町民からいただいた血税でありますから、これは町民の負担になるだろうと私は考えます。その辺について、町長はいかがですか。

○議長（遠藤稔雄君） 町長。

○町長（大橋信夫君） 病院改革につきまして、私が最初に申し上げましたのは、皆様方もご存じかと思いますが、ここ数年当初予算を立てる際、マイナス予算で来ます。これは許さない。こういうことを言いました。いわゆる甘えは許さない。残念ながら、今までの流れの中で平成27年は5億です。これは私はこれだけ出すべきではなかったと思いますが、結局病院経営のことにつきましてですから、話し合いの中で出しましたけれども、その中でもさらにこの改革プランの中には32年度までのいわゆる町の繰り出しの数字が出されております。私はこれは絶対に改革プランを作成なった方がおりますので、この数字は守りなさいと。このプランについては町は守ります。しかし、このプランが作成達成できるようにやってくれと。そうしないと、経営責任になりますよということは申し上げました。

あとは繰り出し基準とかそういったものにつきましては、担当のほうから申し上げますのでよろしくお願ひします。

○議長（遠藤稔雄君） 町側としての繰り出しについて、企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（今野博行君） では、お答えいたします。

こちらのほうですね、病院の繰り出し基準ということで、昨年度までは皆様方よく交付税、交付税というようなお話をされております。ただ、財政のほうといたしましては、交付税というのは、実際は理論算入をして、

そこから収入を引いて、そして町のほうに入ってくると。交付税に算入された分がイコールで入ってくるわけではございません。実質は6割ぐらいの数字でお金としては入ってまいります。ですので、そちらのほうというよりは、国のほうで定めております繰り出し基準というのがそれぞれ公営企業についてはございます。下水道もしかりですし、全ての公営企業については国のほうでそれを定めております。町長の答弁にもございました繰り出し基準を基礎にしてということで、うちのほうではそれぞれ建設改良その他ございまして、今のほうでいいますと、その基準の中での繰り出しは今回補正のほうでお願いしておりますけれども、それも含めまして繰り出しの基準内繰り出しは3億と約700万でございます。あと、その差額につきましては、町長のほうでの私どもとの協議、あるいは病院との協議の上での繰り出し基準外での数字ということで今回補正のほうも組ませていただいております。以上です。

○議長（遠藤釈雄君） 総務管理課長。

○町民医療福祉センター総務管理課長（浅野孝典君） 今、企画財政から繰り出し基準の話がありました。この改革プランを作成するに当たっては、前の平成20年からの改革プランのいわゆる検証を行って、さらに平成23年9月の26日付で浦谷町国民健康保険病院改革調査特別委員会、当時の委員長、加藤元議員ですけれども、から当時の議会議長、大橋、当時の議長に委員会の最終報告書というものが出されたものがございます。これらについては、平成21年9月に第1回目の委員会が開催され、最後は第14回ですね。14回が平成23年9月8日に出された報告書がでございます。この報告書の中で、いわゆる病院会計における一般会計負担金の考え方というふうな部分が整理されております。

この整理の部分については、やはり開設当時から1人1万円程度の負担を考えていく必要があるとされておりますが、その1万円相当の額というふうなところでございますが、これは先ほど企画財政課長がお話したいわゆるルール分、平成27年度までは交付税、ルール分の交付税を差し引いた、端的に町が単独でいわゆる基準外繰り入れというふうな形になるかと思うんですが、その基準外繰り入れの負担をずっとここで1人1万円というふうな表現をしているところでございます。それで、今回、平成28年ですね。3月3日に作成しました改革プランの中で、平成28年のいわゆる繰り出し基準プラス基準外繰り入れですね。病院に対する基準外繰り入れの部分を計算したところが12ページにあるわけなんですけれども、28年の試算ではおおむね4億3,500万となるというふうなところでございますが、ここで町単独の負担としていわゆる地方交付税を差し引いた町単独の負担額は2億600万円相当になりまして、これを1人当たりの負担額を算定した場合、このときの人口の部分については平成27年12月31日現在の1万6,984人というふうなベースになるわけなんです、このベースを勘案して1人当たりのいわゆる町単独としての負担の部分としては1万2,135円程度となるというふうな形を整理させたのがこの改革プランでございます。以上です。

○議長（遠藤釈雄君） 10番。

○10番（門田善則君） 今、見方とすればいろいろあるかと思えます。今、総務管理課長が言ったものと、私なりの試算の仕方というのがありまして、単純に私のほうでいいますと、仮に平成25年度であれば、人口が1万7,435人、そうですね。1人当たりの試算にすると1万3,405円というふうな形。しかしながら、27年度は1万7,113人で、それに対する繰入額総額を計算してみますと、1人当たりが2万8,918円というふうな私の単純に割った計算になればそういう金額になるわけです。

それからしても、先ほど言いましたように、ここにもあります。加藤 紀特別委員長が出しました、ここには議長が小委員長でやっています、私もその中のメンバーでもありました。そこにちょっと書いてあることがあるんですけども、ちょっと読んでみますけれどもね。「仮に町当局が改めて病院の存在を行政全般で見据え、病院にその役割を果たせるべく、地域包括医療の役割を再認識、決して赤字補填ではなく、特色あるまちづくりに寄与しなければならない」というふうなまとめ方をしております。それとしたがって、自分の責任と権限をよく承知し、涌谷町における包括医療のあり方を住民本位で実践され、自立ある運営に導き、権限と責任を一致させる能力を有する者を管理者に置くべきであるということをここでは明言しております。

私から見ると、町長ね、2倍ぐらいのやはり繰り入れをしなければならない管理者になってしまっただけは、もう任命した方は、町長の前の町長かもしれませんけれども、改めてその辺を考えるとこにきているのではないかと。これは前に、今ここにいます議長さんがまとめた部分の中にも書いてあるんですが、それにそぐわないときには管理者というものを常に考えていくべきであるというふうに書いてあるんです。その辺は町長いかがですか。

○議長（遠藤稯雄君） 町長。

○町長（大橋信夫君） 今、門田議員が朗読した部分、私も持っておりますが、報告書の5ページの上段のほう、まさしくそのとおりでありまして、そのことにつきまして今後の経営につきましては責任を持ってやれということで指名しております。

○議長（遠藤稯雄君） 10番。

○10番（門田善則君） 町長は、厳しく町民の負担にならないようにやりたいということを言っているんだらうと私は捉えます。私たち個人の議会としては、町民の代表でありますから、町長と同じ考えであります。

では、ここにきょうセンター長来ていますので聞かせていただきたいんですが、改革プランが絵に描いた餅に22年につくったときのことも踏まえながら振り返っていただきますが、その辺の検証はいかに自分なりに理解しているのか、もしよければお聞きしたいと思います、いかがでしょうか。

○議長（遠藤稯雄君） 青沼管理者。

○町民医療福祉センター長（青沼孝徳君） 前回の改革プランについては、病院側は十分私は機能を果たせたと、ある程度果たせたと感じておりますし、また、今後の新しい改革プランにおいては、私はこの病院経営の数字、赤字黒字の話がよく出ますけれども、それはもちろん大事ですね。赤字黒字、大事ですけども、もう一つ、やはり町民の皆さんの健康とか、それから安心感とか、そういうものをきちんと担保していかないと、2025年に向けて涌谷町は大変住みやすい町と、住んでよかった町という方向になかなか向かわないのではないかと、うふうな懸念を持っております。

そういう意味では、涌谷町の医療福祉センター、今健康づくりを含め、終末期医療まで含めたそういう意味ではトータルに対応しているところです。そういう中で、なかなか診療報酬だけで見ますと、こういう急性期の医療に対しては大変今診療報酬が厚いわけですけども、こういう回復期、維持期に今過渡期ですけども、そういうところに力を入れていこうとなりますと、なかなか運営上厳しいという現実がございます。

○議長（遠藤稯雄君） 10番。

○10番（門田善則君） 全部適用になってから6年という経過、会社でいっても6年間社長をして、赤字体質が

消えないというふうになった場合には、普通であれば取締役会で経営者としてふさわしいのかどうかということが議論されるところであると思います。しかし、今回は病院ということで、その本質が違ってくるのかなという部分はありますけれども、私としてはやはり町民が今正直センター長わかってほしいのは、交付税も、国からの交付税も減らされてきている現状が毎年あるんですよ。ですから、そういった中で、この国保病院を維持していくというのは、恐らく町としても大変なことになっているんだろうなという感じがします。ということは、私は、センター長だってやはり経営者としての責任を感じてほしい。感じるべきだと。町民に対してそれを見せるべきだと。給料の1割カット、2割カットもあって当たり前じゃないかと感じますが、その辺についてはいかがですか。

○議長（遠藤稔雄君） 青沼管理者。

○町民医療福祉センター長（青沼孝徳君） では、十分責任を感じて、あらん限りの今努力をしているところでございます。最終的に私が管理者でいいかどうかを決めるのは町民の皆様というふうに思っております。町民の皆様がそういう判断であれば、いつでも私は別に管理者にこだわるものではございません。

○議長（遠藤稔雄君） 10番。

○10番（門田善則君） 青沼センター長からすれば、そういった覚悟の上で全適の管理者を引き受けているというふうに考えますけれども、先ほど町長が答弁の中で「私はこれ以上繰り入れはしない。前回は5億だ」と、「これも入れてよかったのかなという思いがある」というお話をしました。その件についていかがですか。

○議長（遠藤稔雄君） 青沼管理者。

○町民医療福祉センター長（青沼孝徳君） ですから、涌谷町の方々が今後の将来に向けてどのような医療福祉センターといいますか、そういうものを目指していくかということ判断された段階で、どれぐらいの繰り入れが必要なのかも含めて、過去数十年にわたっては繰り入れというものが町単独の繰り入れがほとんどなかったということもございます。そういうことも踏まえて、町民の皆さんの判断をいただきたいと思っております。

○議長（遠藤稔雄君） 10番。

○10番（門田善則君） 町長も、今管理者のお話を目の前で聞いたと思いますが、やはりこれからの自治体経営というのは、大変だろうと。やはり歳入確保がないままに、支出だけが増大するようなあつては、町民の福祉の向上は絶対ないと私は考えます。そういった意味で、やはりここに来ては、ある程度病院のほうにも、前に今の町長もこの特別委員会の委員としていたはずですからわかると思いますが、やはり相互の相互理解、先ほど言っていました、町長。がきちんとなされているかどうかにも検証しながら、常に、1カ月に1回でもいい。2人で話し合いをして、どうしたもんかなというような立場でやっていくべきだと私は考えます。そういった意味でも、これ以上出せないという部分もきちんと明確に数字で管理者にあらわし、そして病院の今のやり方が町長として、「いや、この部分はもうなくてもいいんでないか」と、「この部分は狭めてもいいんじゃないか」と、病床稼働率が70であれば、これを90にするためには、100にするためにはこうしなければならないんじゃないかという話し合いも、管理者と月に一遍ぐらいはやるべきだと考えますが、町長いかがですか。

○議長（遠藤稔雄君） 町長。

○町長（大橋信夫君） きょうも2番議員と、涌谷町が行っている地域包括医療ケアシステムについて論じました。そしてまた、涌谷町の病院は今後どうあるべきかにつきましては、古川市民病院、それから日赤と大きな



病院の中で100床の病院をどうするかとなりますと、やはり連携が必要だろうと。そういった方向性の中での  
涌谷町の病院のあり方を今認識しているところでございます。

なおかつ、もう少し管理者と話を密にせいということでございますので、そのアドバイスをいただきながら  
しっかりとしていきたいなと思っております。以上です。

○議長（遠藤稔雄君） 10番。

○10番（門田善則君） 町長ね、私、別に町長を批判するわけではございませんけれども、やはり町の1万  
7,000弱のトップですから、やはり町民の安心・安全で暮らせるまちづくりの一助となる病院でありますから、  
大事なことは間違いないんです。しかしながら、町民を苦しめても、または職員等の給与とか、そういうもの  
も減額しながら病院を守らなければならないような形になっては、大変な状況になるということを私はここで  
考えているわけですよ。それが1年後なのか、2年後なのか、3年後なのか。そういった部分が来ないことを  
私は折っているわけですが、何となく今の右肩上がりの数字を見れば、なるような気配に感じます。

ですから、ここで本当はセンター長いる前で、私も正直言いたくないですよ。憎まれ役みたいなものですよ。  
でもね、あえて言わなきゃならないと思うから、1万6,000人の代表として議員になっている以上は言わなきゃ  
ならないと思うから、言っているわけです。ですから、町長ね、町長のその考え、私悪くないと思いますよ。  
ぜひ、センター長ともう少し横のつながりを持って話し合いをして、いいのはいい、悪いのは悪い。「なして  
医者もころころかえんのや」と、「かわんのや」と、「かわんないような努力をあんたしてるのか」と、「ど  
うなんだ」と、そういうぐらいい深めた議論をぜひやってほしいと思いますが、いかがですか。

○議長（遠藤稔雄君） 町長。

○町長（大橋信夫君） 貴重なご忠告、大変ありがとうございます。門田議員もご存じのとおり、あれだけのシ  
ステムをつくった病院ですから、なおさらその医療福祉センターですから、これは町民の宝であります。これ  
を守る責務が私にはありますので、今ご忠告いただいたことをいろいろと考えながら、よい方向の施設、病院  
にしていきたいと思います。ありがとうございました。

○議長（遠藤稔雄君） 10番。

○10番（門田善則君） 町長の心配も私の心配も合致しているんですね。だから、実質、これからの涌谷町を見  
ても、私は安易な道はないというふうに常々思っております。やはり一步一步着実にそれを変えながらも、  
町を守っていかなければならないだろうなど。物事は平易に見るというふうな形でやっていったら絶対に失敗  
すると、私はそう思っている。常に安易な判断は失敗のもとですよということなんです。

そこで、センター長来ていますからお聞きしますが、町長が今、私の質疑に対してこれだけお互いに考えな  
がらこの場でああいうふうに言うということは、自分もみずから病院経営というものに、また、町民の福祉の  
向上のために何とかせねばならないという思いの中で発言していると思いますが、その発言を聞いて、センタ  
ー長としてこれから町民の負担にならない病院経営というものをどのように考えているのか、再度お聞きした  
いと思います。

○議長（遠藤稔雄君） 青沼管理者。

○町民医療福祉センター長（青沼孝徳君） 私としましては、2025年高齢社会に向けて、涌谷町の人たちがこの  
医療福祉センターというものがあってよかったと、そのようなセンターになるべくいろいろ時代の流れに合わ

せてかじ取りをしておるつもりでございます。今、目先、目の先のこの収支のことを言いますと、いろいろ方策はあるかと思えますけれども、そういう近視眼的って、現在の考え方ともう一つ、やはり20年先、30年先を見据えたまちづくり、そのためには町民の皆さんもどのような負担と申しますか、自分たちが守るべきものがどういうものなのかということをよくお考えになって、医療福祉センターのことについて考えていただければと。私は今この医療・介護・福祉のそういう意味では専門家としまして、将来を見つめたビジョンを立て、そしてまた、職員にもそういう方向で動くように指示をしているつもりでございます。また、町民の皆様にもそういうご理解をいただくよう、もちろんこういう議会に来てこういうお話をしますし、また、地域、また、患者さんにもそういう形で今接しているところでございます。

先ほど申し上げましたように、この病院単独で見ますと、確かに今の診療報酬体系というのは大変急性期の病院の運営に有利なような形になっています。国も私はこれは変えていくというふうに期待をしておりますし、また、そうしていかないと、地域で多くの人たちが安心・安全に暮らすことはできないと。急性期の医療だけでは私は日本のこの超高齢社会に対応できないというふうに思っています。そういう中で、涌谷町の今医療福祉センターが目指すことは決して間違っていないと私は今確信をしております。

○議長（遠藤稯雄君） 10番。

○10番（門田善則君） センター長のそのやる気を全面的に数字に出していただくと、私は最高にありがたいなというふうに考えられます。

そこでなんですが、やはりセンター長が掲げている、私が前々からこの国保病院についてお話をしたときに、常々センター長は、「涌谷町民の命は地球よりも重いんだ」というふうなことをお話しします。すばらしい先生だなと私も思っております。しかしながら、それが発言だけに終わっては、ただ絵に描いた餅になってしまうわけです。ですから、それを実践していただいて、思い出してください、センター長。今から十三、四年前、黒字経営になっていた涌谷の国保病院、あのときの整形外科に渡辺先生と佐藤先生がおりました。手術もいっぱいする、患者の数も膨大に多かった。私自身も手術していただきました。それは先生もご存じなはずですけども。ああいう時代をまた涌谷の国保病院でつukれないのかというのが、私の願いであります。その辺についてはいかがですか。

○議長（遠藤稯雄君） 青沼管理者。

○町民医療福祉センター長（青沼孝徳君） 議員は毎回そのようなお話をされますけれども、やはり人の動きというものはあるわけございまして、それは時代に合わせて変化していかなくちゃいけないんだろうと思えます。

それから、医療の提供のあり方についても、ぜひ今の国の動きを見ていただきたいと。そういう中で、今私が進めようとしているのは、急性期の医療を積極的にするのではなくて、急性期がある程度過ぎた方々を安心して自分の地域、自分の家族、友達、そういう人たちがいる地域で暮らせるようなそういう医療提供体制をしていかなくちゃいけないと。それが今後のこれからの社会に対する対応だというふうに、そしてまた、涌谷町ぐらいの規模の町のあるべき姿だというふうに思っております。

○議長（遠藤稯雄君） 10番。

○10番（門田善則君） きのうも前者の質疑があったわけですがけれども、やはり私はこれからこの人口減少にな

ってくる町にとって、2万3,000人、2万1,000人いるときにつくった病院ですから、それ相応のやり方を変えないと難しいと思います。ですから、きのう町長も言っておりましたけれども、やはり広域連携というのが一番のもとだと思います。これが大崎圏域を中心にした大崎古川の市立病院を核として、そういった涌谷町立病院もその傘下とは言いませんけれども、広域連携の中でやはり手術は大崎市立病院、そして回復期は涌谷の町立病院と、そういう連携の中で生き残ることを模索することが第一、一番理想じゃないかと考えますけれども、その辺についてのセンター長の考えはいかがですか。

○議長（遠藤釈雄君） 青沼管理者。

○町民医療福祉センター長（青沼孝徳君） 全く私が申し上げていることを今議員はお話しされたのではないかなと思います。私はやはり涌谷町は今議員がおっしゃったような形の病院にしていかなくちやいけないと思っています。私がこの町に来たときは、各病院というのは大も小も中もある面同じ方向を向いて、そして先進医療、積極的な医療ですね。そういうものを目指して設備投資をし、そして医師、看護師の確保に競争、しのぎを削ったわけです。それはそれで一つの時代であったと思います。ただ、これからの時代は有限、限りある資源、また、お金もそうですね。限られた中でこの地域の安心を守るためには、それぞれの病院が競い合って取り合いをしていくことは賢明じゃないと、私は常々そう思っていました。ただ、国も今地域医療構想という中で、2次医療圏単位でそれぞれの病院の役割を果たすべきと、そういうような指針を出してまいりました。私はいち早くこれはいい話だなと思っておりました。ただ、なかなかこの調整に関しては、それぞれがやはり利害関係があることでございますので、その調整はいま少し難しいところはございますが、それに向けてはやはり大崎市民病院並びにこの近隣の南郷病院も含めてですけれども、こういうところと連携をとって、それぞれの役割分担を担っていくと。その私たちも一翼を担うと。

そして、もう1つ、涌谷町の特徴はこの医療だけではなくて、医療と介護の連携、それから根本は健康づくり、ここに涌谷町は大変力を入れてきたわけです。予防活動ですね。多くの町民の皆さんにとって望ましいことは、病気になって病気を治すと、介護が必要になったら介護を支援してもらう。これも非常に大事なことだと思いますが、一番いいことはやはり病気にならないということです。病院にかからなくて済むと。介護のお世話にならなくて済む。このようなまちづくりを涌谷町はこれを地域包括ケアシステムと、30年来こういうことを取り組んでまいりました。そして、私はこれは厚生労働省でもお話をしましたけれども、涌谷町は大変実績を上げてきていると。これは評価されるべき、なかなか皆さんおっしゃいませんけれども、私は涌谷町はそういう実績を上げてきた町だというふうに思っております。ですから、引き続きこの健康づくりを含めて、地域連携、今議員がおっしゃったことは一部でございます。そういうことも含めて、積極的に取り組む。そういう方向について、町民の皆様にもご理解いただくように、また、それからなかなか職員の中にもこういう切り返しが難しい人たちもいますので、こういう人たちをきちんと指導していくのが私の役割だと思っています。

そういうことができたときに、多分議員も年をとったときにこの町でよかったと、そういうような町ができているのではないかとこのように確信をしております。

○議長（遠藤釈雄君） 10番。

○10番（門田善則君） 大体センター長の言っていることはわかりました。最後のほうになれば時間もありませんけれども、要は涌谷町の町があって病院があって、その町の年間の当初予算が80億あって、その

うち病院もあるというふうな形になっているわけですが、その繰り入れ、センター長にわかってほしいのは、その当初予算の中で、子育てからそれこそ各行政区の行事から、また、老人クラブから、青少年の健全育成から、全部その80億の中に職員の給与費も含んであるわけですが、それを削ってまで病院に投資しなければならないと考えますか。そこだけお聞かせください。

○議長（遠藤稯雄君） 青沼管理者。

○町民医療福祉センター長（青沼孝徳君） そのことに関しては、国も今大変大きな問題だと思います。この社会保障の問題ですね。医療費、それから介護費用、それから年金、これがかなり国の大きな予算を占める。今後高齢社会に向かって、このふえることを抑制していきたい。これは国家を挙げての大問題だと思います。この高齢社会、少子高齢社会を乗り越えるということが国家的な大プロジェクトだと思います。世界中が日本のこの対策を見ているわけです。そして今、国が考えていることは、この高齢社会、少子高齢社会を切り抜けるための方策として出されたのが、地域包括ケアシステムであります。だから、私も涌谷町も、国の中の一部でございますので、この地域包括ケアシステムを目指していくという方向、これは遵守していくといえますか、それにとって進むべきだというふうに思っています。

そういう中で、今予算のやりくりの話、限りある財源の中でどう、どこにどう金を使うかと。もちろん、それはできるだけ少ない額でこの地域包括ケアシステム構築というものがなされればいいわけですが、本質はやはり見失わないと。本当にこの地域で住んでいてよかったと、年をとって住んでいてよかったというふうになるためには、どうその予算の分配をするかというのは、やはりみんなこれから知恵を出していくべきだろうというふうに思っております。

○議長（遠藤稯雄君） 10番。

○10番（門田善則君） 町長に最後に聞きますけれども、今センター長もいろいろお話ししました。自分なりに努力して、右肩上がりの経費がかかるような経営はしていかないというような思いを聞いているように聞こえました。ならば、任命者として今後も右肩上がりの経費が削減できず、かかるようになっていった場合、その管理者をどのように考えていくのか、最後にそこだけお聞かせください。

○議長（遠藤稯雄君） 町長。

○町長（大橋信夫君） 指定管理の件もございますし、あと2年残っております。したがって、その時期をよく見たいなと思っておりますが、財政につきましては私もいろいろ心配しておりますので、皆さんにご心配をいただかないような財政運営ができればなというふうに願っております。

○議長（遠藤稯雄君） 以上で、一般質問を終わります。



#### ◎議案第91号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤稯雄君） 日程第2、議案第91号 定住自立圏の形成に関する協定の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大橋信夫君） 議案第91号の提案の理由を申し上げます。

本案の協定につきましては、総務省における定住自立圏推進要綱に基づき、平成22年10月6日に定住自立圏の形成に関する協定を大崎地域の中心市である大崎市と締結し、平成24年度から大崎定住自立圏共生ビジョンによる事業を1市4町で展開しているところでございます。平成28年度が最終年度となりますことから、1市4町で協議を行い、平成29年度から実施する政策分野等についての協議が整いましたので、協定を変更いたそうとするものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたさせますのでよろしくお願い申し上げます。

○議長（遠藤稯雄君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（今野博行君） それでは、ご説明いたします。

議案書1ページをお開きください。

議案第91号 定住自立圏の形成に関する協定の変更について。

別紙のとおり大崎市との間において、定住自立圏の形成に関する協定を変更することについて、涌谷町定住自立圏形成協定に係る議決事件に関する条例に基づき、議会の議決を求める。

平成28年12月7日提出、涌谷町長。

本案につきましては、町長が提案理由で申し上げましたとおり、国の定住自立圏構想推進要綱に基づき、平成22年10月6日に大崎市との間で定住自立圏の形成に関する協定を結び、協定項目ごとに1市4町が連携して事業を展開しているところですが、第2次となる平成29年度からの政策分野の協議が整いましたので、今回協定を変更いたそうとするものでございます。

2ページ、3ページの協定書につきましては、変更はございません。

第3条に係る別表を変更するものでございます。

平成28年涌谷町議会定例会12月会議資料の6ページをお開きください。A3判のものです。

こちらのほう、概要等を記載しております。

1の意義としましては、中心市と近隣市町村が相互に役割分担し、連携・協力することにより、圏域全体として必要な生活機能の確保、内需を振興して地域経済の活性化を図る、地方圏からの人口流出を食い止め、地方圏への人の流れを創出することでございます。

2の変更内容につきましては、要綱で示されております政策3分野は変わっておりませんが、中心市の大崎市としましては、15施策から16施策、本町と大崎市の協定につきましては、現行協定で不参加がありますので、12施策から今回で16施策となるものでございます。

7ページをお開きください。別表の新旧対照表でございます。

(1)ア 医療につきましては、甲の役割中、大崎市民病院の「建設」となっておりましたのを「整備」と改めております。それから、甲乙の役割中、休日及び平日夜間の診療体制について、医療連携の取り組みを加えて記載をしております。

イ 産業振興につきましては、物産部分を明確化するための文言追加をいたしました。

ウ 教育の図書館機能につきましては、甲の役割中、「大崎市図書館整備」というのを削除しまして、甲乙の役割中、蔵書や資料の整備、相互利用のための施設環境の充実を図るよう、文言を変更しました。

生涯学習の推進につきましては、文言の整理でございます。

8ページに参ります。

エ 施設利用、オ 消費生活につきましても、文言の整理でございます。

カにつきましては、新設でございまして、地域防災力の充実強化ということで、消防団の加入促進活動、合同研修会や各種訓練について、連携を図るというものでございます。

キ その他につきましても新設でございまして、大崎圏域の世界農業遺産への取り組みによる地域振興ということで、世界農業遺産認定に向けて連携を図るものでございます。

9ページへ参ります。

(2) のア 地域公共交通につきましては、ほかの町では大崎市と協定を結んでおりましたが、それまでは現行では大崎市民病院等へのアクセスのための分野ということになっておりまして、涌谷町は不参加でしたが、今回効率的な運行や課題についての検討を行うための連携となりましたことから、今回からは参加することにしております。

イ ICT、電子申請システム整備につきましては、県が主体となってやっております電子申請システムに係るもので、よりよいシステム整備について検討することと変更するものでございます。

電算システムの共同利用につきましては、圏域での共同利用に向けての取り組み内容ということだったため不参加でございましたが、今回は電算システムに関する情報共有、研究という内容に変更になったことから、参加することとしております。

10ページへ参ります。

デジタルデバイドの解消につきましては、取り組み完了ということで削除しております。

ウ 交流・移住、移住の促進につきましては、文言の整理でございます。

教育旅行、グリーンツーリズムの推進につきましては、現行ではグリーンツーリズムだけの取り組みであったことから不参加でございましたが、教育旅行も含めた取り組みに変更したことにより、参加することとしております。

青年交流につきましては、変更なしでの継続でございます。

(3) ア 人材育成につきましては、「人事交流」研修から、「職員を対象とした」研修に文言を変更しております。

項目の変更につきましては以上でございますが、6ページに記載しておりますとおり、今後のスケジュールとしては、1月に協定を締結、その後、中心市である大崎市が策定する共生ビジョンについて、大崎市が開催する共生ビジョン懇談会等を経まして、3月に公表の予定でございます。

平成22年の協定締結の際には、本町を含めたほかの町でも協定締結をしない項目がありましたが、今回は全ての項目で全ての町が協定を締結するという事で一致しております。したがって、この協定を結ぶことにより、定住自立圏推進要綱で目指しております中心市の機能と周辺市町村の機能が協定によって有機的に連携し、定住のための暮らしに必要な機能を総体として確保するとともに、自立のための経済基礎や地域の誇りを培い、全体として魅力あふれる地域を形成していくということがさらに推進できるものと考えております。

以上で説明を終わります。

○議長（遠藤稔雄君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。8番。

○8番（久 勉君） 直接的にこの定住自立圏形成の協定のことでないんですが、大崎全体として考えていかなければならないことというのは、この前も大崎の研修会の際に提案といいますか、各市町村も持ち帰って検討してほしいということを書いてきたんですけども、例えば同じような業務、前に各課長等が集まって、合併したときにどうしようかと、各市町村でやっている業務を並べて、「うちではこうしている」、「うちではこうやっている」というと、「あ、そっちのほうがいいね」とかね。「じゃあ、いいほうをとりましょう」とかという、そういう機会というのはなかなかなかったことが、同じことをやっているんだったら、それはパイが大きいほうがいいとかですね。ですから、そういった中でこの前申し上げてきたのは、例えば税の徴収に関しては県南ではもう組合でやっているとかですね。その涌谷の職員が行くよりも、他町の人が行ったほうが顔も知らない、取りやすいというとおかしいですけどもですね。そういった環境整備といいますか、それから消防は広域でやるように、消防、人口1万人以上は消防本部つくりなさいよということがあって、1万人以上で消防本部設けるのは大変だからって組合でやりましょうということで始まったんですけども、そのときに、ただ残念だったのは、その消防団員の報酬とかまだ各町まちまちであるとかですね。あるところでは、それも統一しましょうということでやったり、常備消防と非常備消防って何なんだとかですね。消防本部がつくったんなら、消防団はもう消防本部に所属したらいいんじゃないのかと、各町で設けることはないんでないとかか、そういう話し合いというのはどこでやられていくかというのは、全然やられていないままに組合が運営されている。

例えば、水道もこの前委員会の中で水道の経営計画の中で将来的に広域化も考えていくべきというのがあるんですけども、水道、下水道にしても、同じような業務をやっているわけですから、ただ、一町村で技術管理者を置くのが大変であれば、パイを大きくすればそれで済むわけですね。せめて、漆沢ダムから水を買っているところは一緒になろうとかですね。

その辺は大崎市がやはり中心になろうと思うんですけども、そういったことをこの自立圏の中で今後のスケジュールで共生ビジョン懇談会というのが2月上旬に行われるということですけども、その前に1月下旬協定があって、その後懇談会があるということですから、その懇談会の席でそういったことも話題にして、大崎全体で同じことをやっているんだったら、パイが大きいほうがやりやすいとか、それが住民サービスにつながるのか、そういったことも検討の中に入れていただければありがたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（遠藤稔雄君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（今野博行君） 全くおっしゃるとおりだと思います。私もこの事務を携わりまして、実際この定住圏というのが言ってみれば大崎広域行政事務組合と全く同じということで、今回もそのビジョンについての中でも当然話題にはしたいと思っておりますし、あとは広域の会議の中でもやはり広域とってみれば大崎市ですか。そちらのほうやはり中心になって動いていただくべきだと思っておりますので、議員さんおっしゃるとおり働きかけていきたいと思っております。

○議長（遠藤稔雄君） よろしいですか。ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） なければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第91号 定住自立圏の形成に関する協定の変更についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（遠藤稔雄君） 起立全員であります。よって、議案第91号 定住自立圏の形成に関する協定の変更については原案のとおり可決されました。

昼食のため、休憩いたします。再開は午後1時といたします。

休憩 午前11時50分

再開 午後 1時00分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（遠藤稔雄君） 再開いたします。



#### ◎議案第92号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤稔雄君） 日程第3、議案第92号 涌谷町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大橋信夫君） 議案第92号の提案の理由を申し上げます。

本案は、本年4月1日に施行されました農業委員会等に関する法律の一部改正に伴いまして、農業委員会の委員及び新たに設置する農地利用最適化推進委員の定数を定めるものでございます。

内容といたしましては、涌谷町農業委員会の委員の定数を定める条例を廃止し、農地利用最適化推進委員を設置することから、条例を制定するものでございます。

詳細につきましては担当事務局長から説明いたさせますのでよろしくお願い申し上げます。

○議長（遠藤稔雄君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（瀬川 晃君） それでは、議案第92号 涌谷町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例について説明いたします。

議案書8ページ、9ページになります。

第1条、この条例は、ことし4月1日に改正されました農業委員会等に関する法律の規定に基づき、農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定めるとする趣旨でございます。

第2条は、農業委員の定数です。委員の定数につきましては、現行18人の半分程度とされておりますが、農



業委員会総会議案の事前審議を行う担任委員会制を維持し、慎重審議を重ねる必要があることから、5人2班体制とし、会長を入れ11人としたものでございます。

続きまして、第3条は、農地利用最適化推進委員の定数です。農地利用最適化推進委員につきましては、担当する区域を定めて区域ごとに行動することになり、当町の農地面積、農地所有農家数、地形・地域の実情等を考慮し、町内6地区を設定いたしまして、各地区2人体制とし12人としたものでございます。各定数や区域設定につきましては、当町の農業環境や農業委員会活動、運営などを考慮し、趣旨であります農地等の利用の最適化の推進、今後の農業振興などを踏まえ検討し、今回の定数としたものでございます。

次に、附則ですが、第1項、この条例は、平成29年1月1日から施行する。

第2項は、現行の委員の定数を定める条例を今ある条例を廃止とするものです。

第3項は、法律の附則により、定員が任期まで在任できる規定でございます。現委員の任期は、平成29年7月19日までとなっております。

次に、第4項につきましては、今回新たに農地利用最適化推進委員が新設されましたので、特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を、次のように改正するものでございます。

別表中とありますが、別冊新旧対照表の1ページをお開き願います。

内容で、改正前、改正後とありますが、改正後の欄、中段になります。農業委員会委員の下に新たに農地利用最適化推進委員を、報酬の額の欄に、月額2万9,500円、費用弁償1,000円を加えるものでございます。報酬額2万9,500円につきましては、農業委員の業務量を基本とし、農地利用最適化推進委員の業務内容を農業委員の7割程度と積算、また、他市町の動向も勘案し、報酬額としたものでございます。

議案書のほうにお戻り願います。

8ページの下欄になりますが、現行の農業委員会の中の名称、報酬額等を、次のページ、9ページの上のほうになりますけれども、の内容に改めるものでございます。

今後のスケジュールといたしましては、周知の徹底を行い、来年2月から3月にかけて推薦等により公募、その後、選考に係る評価委員会を開催し、農業委員につきましては6月の議会において選任の同意をいただき、7月20日に町長からの任命、推進委員につきましては7月の第1回総会において農業委員会からの委嘱となるものでございます。以上、説明を終わります。

○議長（遠藤 稔君） これより質疑に入ります。6番。

○6番（只野 順君） ただいま農業委員会の人数、あるいは最適化推進委員さんの人数を定める条例というお話がありました。国の新たな農業委員会制度の中においても、現行今18名で、そしてあと各団体からの推薦ということで18名で業務を行っていると思いますけれども、まず、1点目は、委員のその5人2班体制というお話でしたけれども、この人数で今後行うということで人数を定数にしたと思うんですけれども、推進委員さんの活動とあわせて、どういう問題、課題があったのかなというふうに思います。それで、この件に関してまず1点お聞きしたいと思います。

それから、報酬に関しまして、農業委員さん、大分忙しい職務の中でそのままに、人数減った中でも報酬は同じという形で進んでいくようでございますけれども、この辺のことに對しても他町村と比べて高いのか安いのか。あるいは、もう一度その推進委員さんの7割というふうな金額の出し方について、詳しく教えていただ

ければと思います。

それから、定数が来年の6月あるいは議会で諮られると思うんですけども、今後農業委員さんの仕事量も含めまして、ふえていくのか、減っていくのか。その点についても3点お願いしたいと思います。

○議長（遠藤稯雄君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（瀬川 晃君） 第1点目の農業委員数の半数程度の部分につきましては、11月7日に農業委員会の特別委員会を開催いたしております。その中で、今までの農業委員会の運営上、総会前にかかる担任委員会について、維持すべきという意見が多数ございまして、9人ですと会長を除いて8人になって、2班に分けますと4人、4人となりますので、その4人での事前審議についてはどうなるかという部分で検討いたしまして、5人体制の2班というふうに決めたものでございます。

それから、報酬額その他町の状況でございますが、これも他町まちまちでございます。大崎管内でいきますと、美里町、それから大崎市、あと登米、栗原につきましては、ある程度同じような金額になっております。また、仙台地域、仙南地域につきましては、涌谷町の報酬額からはかなりとまでは言いませんけれども、低い状況になっております。

それから、6月の議会で同意を得るわけでございますけれども、定数を定めて募集を行いまして、募集に対する定員で応募があれば、定数の数で議会のほうにかけ、同意を得る予定になっております。以上です。

○議長（遠藤稯雄君） 今、仕事の量の変化ということでお聞きしているようですが、農業委員会の仕事の量がどうなるかということで。

○農業委員会事務局長（瀬川 晃君） 現農業委員さんにつきましては、総会におきまして審議案件と、それに伴う調査、それから農家相談等々がありますけれども、農地利用最適化推進委員さんにつきましては、より地域に密着しての農家相談、それから審議にかかる案件の農家さん等の対応等が中心になります。農業委員さんにつきましては、今までどおりの業務と、それから新たに地域設定した地域に最適化推進委員さんと一緒になって現地での活動を行う業務となります。

○議長（遠藤稯雄君） 6番。

○6番（只野 順君） 今の人数、あるいは委員さんの選任ということで、こちらの新たな制度におきまして、中立委員さんの任命、あるいは青年や女性の積極的な登用というふうに言われています。議会からも女性の方がたしか推薦で入っていると思います。議会からも2名ということで。そういった方々が、1つ聞きたいんですけども、認定農業者になっていない方も当然いるわけですね。中立委員さんなんかはそうだと思いますけれども、そういった方々も含めまして、この体制でやっていくのか。そして、そういったほうが私はいと思います。農家の方々だけではなくて、やはり土地利用も含めた農業委員会の活動というのは必ずしも狭まれるものではないので、やはりそういった方を任命して活動していただければいいと思います。その中で、今の現行では報酬が果たしてそういった中立委員さん、あるいは活動の内容まで含めてそのままでいいのかというところも含めまして、やはり見直すところは見直したほうがいいかなと考えております。

それから、2点目のところでございますけれども、認定農業者の方が推薦されるような状況になってきております。今、涌谷町の認定農業者の方々、あるいは今の農業委員さんで認定農業者の方が何名いるのか。それもわかれば教えていただいて、この方々が次のときに任命されないのかどうかも含めて教えていただきたいと

思います。

それから、先ほど仕事量の分け方、推進委員さんと農業委員さんの仕事の状況が違ってくると、果たしてこの連携というものはうまくいって、今後やってみなければわからないことですが、やはりその辺の不公平感とか、あるいは委員さんとの関係というのはどうなるかということも、もう少しわかれば教えていただきたいと思います。

○議長（遠藤稔雄君） 6番さん、今、現職の方の登用に対してありましたけれども、これは今後の話なので、答弁はできないと思いますので、その辺はご理解ください。（「はい」の声あり）農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（瀬川 晃君） 1点目につきましては、カラー刷りの冊子にありますとおり、農業委員については半数以上認定農業者にしなさいと。それから、中立委員についても1人以上置きなさいと。それから、女性の方、それから若い方、年齢に隔たりのないような積極的な登用という部分でありますけれども、その辺につきましても今後応募に際する説明会等々では説明をして募っていきなさいと考えております。

それから、報酬につきましては、1年間の会長さんを除く委員さんの日数等も把握しております、それらも加味した形で積算しておりますけれども、今回18人から半分減る部分で、農業委員さんについてはある程度の業務量がふえる部分もあります。それから、逆に現場中心になります最適化推進委員さんは現場にあるので農業委員さんの活動は減るんじゃないかという部分もありますけれども、農業委員さんも地域に入って活動いたしますし、業務量についてはプラスマイナスと言ったら失礼なんですけれども、同じような量にはなるかと思っておりますので、報酬額については同額というふうを考えております。

それから、認定農業者の現在の数でございますけれども、11月末現在で、町内の認定農業者の数は174名でございます。その中で女性は11名となっております。その新たな体制での農業委員と最適化推進委員のつながりという部分でございますけれども、やはり農業委員さんと推進委員さんは連携を図りながら活動等を行うようになりますし、推進委員さんは現場を中心とした立場から、農業委員会に対しての意見を述べることもできますし、逆に農業委員からも意見を求めることもできますので、そういった活動の中で連携を密にしながら行っていく形になります。以上です。

○議長（遠藤稔雄君） 今、現農業委員さんの中での認定農業者の数はという話だったと思いましたが、現職の中での認定農業者。

○農業委員会事務局長（瀬川 晃君） 今、16人ございまして、認定農業者は16人中11名でございます。それから、女性委員については3名で、女性委員2名の方については認定農業者にもなっております。

○議長（遠藤稔雄君） 6番。

○6番（只野 順君） 今の人数、定数に関しましても、このような状況でお話になった状況で進めていくと思いますけれども、やはり積極的な農業委員会の中でも青年あるいは女性の登用というのは、大分これからの農家を取り巻く状況を考えますと必要だと思いますので、ぜひこの辺は町長が今度は任命するわけですので、推進を行う農業委員会としても、やはりその辺の提案もお願いしたいと思います。

それから、今の農業委員会と推進委員さんの連携の話をお聞きしました。やはり緊密にして現場を把握して、やはり耕作放棄地あるいは農地の有効利用・活用に全力を尽くしていただきたいと思っております。そういった状況で今回は定数も含めまして、その中でもこの状態で進めば、また国の政策のほうであります農業委員さん

の定員の減ということも考えられるのかなと思っていますので、そういったところも含めまして、再度お願いしたいと思います。

○議長（遠藤稔雄君） 農業委員会会長。見解、経緯も含めて見解をお願いします。

○農業委員会会長（畑岡 茂君） それでは、私のほうからお話しします。

今回の法改正は、皆さんご存じのように、昭和26年に法律ができてから65年ぶりの大幅な改正でありまして、その一番大きな趣旨は、耕作放棄地の問題、それから農地の流向、いわば一口で言えば大きくて効率的で農家で自立できる農家をつくろうと。それと、新規参入。これ新規参入は、ご存じのように当町でもありますように、後継者、新しい担い手の問題があります。それらに対処するために今回の改正になっておりまして、今回の定数につきましては、10月の17日の官報によって、それまでは最適化推進委員を置かなくていい町の1つだったのでのんびり構えておったんですけれども、そういう中でも法律の中に推進委員を置かなくても、現の農業委員を各地区ごとに配置して、それぞれ地元に着した農業委員活動をするよという一言がございます。それらのことは念頭に置いて新しい、来年度の4月に向けて準備を進めておったところ、ただいま言いました官報で推進委員を置くよという指示がございましたので、急遽それから事務局一丸となって審議を重ねまして、特別委員会、また、総務課との打ち合わせ、密にやまして、今回の案に仕上げたところでございます、農業委員会会長としてやれることは皆さんに相談の相手になることだけで、これは事務局並びに町の行政当局が今後は農業委員会を主導していくよということでございますので、そのことに向けて事務局員としては最大限の努力を払ったものと、そういうふうにご存じに会長としては感じております。

あともう1つ、新しく決まりました適正化推進委員について、1つだけ私のほうから、私理解の範囲内で申し上げたいのでございますが、これは各地域において、先ほど提案していますように、各地区6地区に2名ずつで12名ですが、これは適正化推進委員であると同時に、町の農政推進員でもあるというふうにご存じに考えられます。それから、もう1つは、農家から見れば、農家の相談員としても意味があります。それらのことでこの設置されることになりました適正化推進委員が本来の農業委員会の業務の中心を担っていくものよというふうにご存じに考えられます。

では、今までの農業委員はどうかといひますと、これは法律に残っております3条、4条、5条、それらを含めました法令業務がございます。これは会議が義務づけられておりまして、それは出席の義務もでございます。それらのことが農業委員のほうには必ずやらなければならないよという仕事が厳然としてありますので、現行のような報酬制度になったものと聞いております。それから、推進委員につきましては、必要があったとき会議に行くよということでございますので、そこが7割、3割の判断になったものと思われま。

ただいま只野議員さんからいろいろご意見をいただきましたように、私も同じよように考えておりまして、今回の改正を前向きに捉えまして、中立委員、女性の方、それから若い人たちを登用することよによって、新しい農業委員会、定員11人でございますが、その人たちにはぜひともやってもらいたいのは、町の農業のプランナーになっていただきたい。そういうことを期待してございまして、願わくば農業と教育、それから農業と福祉、そのような視野に向けてもらえれば、町の可能性がもっと広がるんじゃないかなということよを個人的には期待してございまして。

答えにならなかつたと思ひますけれども、そういうふうな答えでございまして。ありがとうございます。

○議長（遠藤稔雄君） いいですか。ほかにごいませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第92号 涌谷町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（遠藤稔雄君） 起立全員であります。よって、議案第92号 涌谷町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例は原案のとおり可決されました。



#### ◎議案第93号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤稔雄君） 日程第4、議案第93号 涌谷町職員定数条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大橋信夫君） 議案第93号の提案の理由を申し上げます。

本案は、涌谷町職員定数条例の町長事務部局の職員を変更するため、一部改正をするものでございます。

内容といたしましては、退職、再任用など、今後の職員の状況を考慮し、安定的な行政サービスを確保するため、必要な職員数を規定する改正を行うものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたさせますのでよろしくお願い申し上げます。

○議長（遠藤稔雄君） 総務課長。

○総務課参事兼課長（渡辺信明君） それでは、議案第93号 涌谷町職員定数条例の一部を改正する条例について説明いたします。

議案書10ページ、それから新旧対照表2ページをお開き願います。

今回の改正につきましては、ただいま町長の提案理由で申し上げましたとおりでございますけれども、内容といたしまして、条例第2条第2号中、町長の事務部局の職員を「128人」から「138人」にいたそうとするものでございます。

この理由といたしましては、監査委員からの平成27年度決算審査報告で、「多数の課において職員不足を感じたので、今後は再任用による採用を含め、各部門の事務量に応じた条例定数の見直しを行うべき」とのご意見をいただいたところでもあり、今後の退職、再任用、新規採用など、将来的なところを見通しまして必要な職員数を規定しておくものでございます。

具体には、町長部局の定数、現在128人となっておりますが、現在の職員数が128人ということで、上限の人

数となっております。再任用につきましては、定年退職する職員が再任用を希望する場合、年金支給開始年齢に達するまでの間、再任用しなければならないことが閣議決定されております。この年金の支給開始年齢は、段階的に引き上げられることになっておりまして、平成27年度に退職された方、それから平成28年度、来年の3月になりますけれども、退職される方は62歳からの年金支給が開始されますので、再任用については2年間されるということになります。また、29年度、30年度に退職される方は63歳からの年金支給というふうに段階的に引き上げられ、再任用の期間も支給開始年齢に応じて延長されていきます。平成33年度以降の退職者は65歳からの年金支給ということで、5年間の再任用期間となります。

職員定数では、フルタイム勤務の再任用職員は定数にカウントされるわけですが、退職者全員がフルタイム勤務の再任用を希望した場合、平成29年度は、来年ですけれども、町長部局で3名が予定されておりますけれども、5年後の平成33年度には平成30年度から平成32年度までに退職される12名の再任用が見込まれるところでございます。この平成33年度までの間、再任用の任期満了による退職者もいるわけですが、再任用の退職に合わせる形で新規採用も考えていきますと、平成33年度で町長部局の職員が137人となり、平成35年、平成36年がピークで138人となりますことから、今回、町長部局の定数を138人に改正しようとするものでございます。

なお、町長部局には、児童館、さくらんぼこども園の保育士も含まれておりまして、さくらんぼこども園においては保育士の配置基準は満たしてはいるものの、正職員が半数程度となっていること、さらには放課後学童クラブにおいてはほとんどが臨時職員で対応しているということなどを考慮いたしまして、今回10人増のうち保育士5名を見込むものでございます。

議案書の10ページを見ていただきたいと思います。附則で、この条例は平成29年4月1日から施行するものでございます。終わります。

○議長（遠藤 稔雄君） これより質疑に入ります。6番。

○6番（只野 順君） 今、定数条例ということで、再任用の職員の方々のお話が結構出ております。町民の方々からのご意見を伺いますと、やはり役場で再任用される方々の仕事が専門職であって、それで職場をリードしているというふうな状況であれば、再任用も構わない。あるいは、現場に即していればいいのではないかとというふうなお話を伺っておりますけれども、単にその定年までの、定年あるいは年金支給時までの定年後ですね。その期間だけいるような状況も見受けられると。それで、若い方々の職員の方々の仕事の仕事量は確かに監査委員さんが言っているとおりふえているとは思いますが。この辺のバランス、あるいは再任用を抑えた職場配置、そういったことも考えながら仕事を見直していかなければならないのではないかなと考えますけれども、いかがでしょうか。

○議長（遠藤 稔雄君） 総務課長。

○総務課参事兼課長（渡辺 信明君） 再任用の考え方でございますけれども、ただいまその再任用を抑えてということですが、これは先ほど説明いたしましたとおり、国のほうでも年金支給時までは再任用希望がある場合には採用しなさいというふうなことで閣議決定が決定されているということで、今回この定数条例を試算というか、シミュレーションしたときには、あくまでも全員がフルタイムで再任用を希望するといったことでの試算ですけれども、中にはフルタイムではなくても短時間での再任用を希望するという方もおられるかと思いますが、その方については7時間じゃなくて9時から4時までとか、そういった方については定数のカウント

にはされませんので、その分についてはいいかと思うんですけれども、ただ、再任用の方々が専門職であればいいということですが、一般行政につきましても40年以上の行政経験をされた方ですので、そういったその経験を下に伝えていく、指導してもらうという点では、専門職と同じではないかというふうに考えております。

○議長（遠藤稔雄君） 6番。

○6番（只野 順君） 再任用の方々の職場における状況、各配置されていると思いますけれども、こういった指導をされているんでしょう。その職場、職場におきまして。

○議長（遠藤稔雄君） 総務課長。

○総務課参事兼課長（渡辺信明君） どういった指導をしているかということですが、それはその職場、課ごとにあくまで再任用であっても仕事の担当というのは割り振りされておりますので、そういった中で職場内研修というか、若い人にその仕事のやり方ですとか、これまで自分が培った経験を生かしての指導ということになるかと思えます。

○議長（遠藤稔雄君） 6番。

○6番（只野 順君） 指導していると。それで、職場環境、その自立された仕事量をこなしていくと思いますけれども、やはり今のこの経済状況等々を考えると、若い職員の採用を行いながら、やはり涌谷の町のまちづくりをそういった採用の部分で考えたほうが、私はいいのかなと思います。

それと、もう1点ですが、通常の勤務じゃなくて、3時間なら3時間、4時間なら4時間の短い時間でのといったときの仕事の仕方も含めまして、町民サイドから見ますと\_\_\_\_\_とか、そういった声も聞こえてきます。そういうふうな状態にもありますので、やはりその辺の総務課長が全部指導するわけでしょうけれども、やはりまた点検をしながら再任用の方々の任用に当たってもらいたいと思います。

○議長（遠藤稔雄君） 総務課長。今、ちょっと不適切な発言がございましたので、私感で全体を見るようなことは差し控えていただいて、言動に気をつけてください。はい、答弁。

○総務課参事兼課長（渡辺信明君） 若い職員採用もということですが、当然その再任用の方が任期満了になるまで新しい新規の職員をとらないということになりますと、職員の年齢構成とか、そういったところでバランスの欠けた人事管理というふうなことにもなるかと思えます。なおかつ、ただいまお話出ましたその短時間職員のあり方については、当然職員でありますので、職務に専念する義務というのがございますので、そういったその遊んでいるというふうなことは絶対ないというふうに感じておりますので、その辺についてはよろしくご理解いただきたいと思えます。終わります。

○議長（遠藤稔雄君） 10番。

○10番（門田善則君） 今回10名ふやすということは、これ大胆な発想かなと。正直、涌谷町の町税収入は14億で、涌谷町の人件費は、町職員の人件費が14億。普通の会社であれば倒産であります。それをあえて人件費というのは、私も会社を経営したことがありますからわかりますけれども、人件費のくらい経費としてかかるものはないんです。だから、それをふやすということは、私は再任用だけだったら別に問題は言わないです。ところが、この間の常任委員会でも説明していましたが、新規採用も含めた中で、特に幼稚園のその保育所等の先生も含めた中で新規採用も入れてということでしたので、あえて本会議できょう言わせていただいて

いるわけですが、私の考え方は、少子高齢化の波の中で、1回役場職員として採用してしまったら、やめさせることができないんですよ。そういった場合に、この入れるときというのは相当吟味しないと、また、ふやすときは相当吟味しないとわからないことなんです。後で多くなったとか、極端に言ったら私から見方からすると、監査委員さんはそういう見方かもしれないけれども、人事配置のやり方で直る部分もあるのではないかとこの見方があります、私は。教育委員会は今足りない。でも、ほかの課を見ると、ちょっとあそこは多いんじゃないかと。そこから回してやればというやり方でも済むような気がします。

ですから、安易に正職なんかもそうですけれども、人事を採用するときとか人数をうたってしまうと、後でうちは138人だからということで、ではまだ2人枠があるから入れましょうとか、安易な考えがそこで発するのではないかとこの心配が懸念されますけれども、いかがですか、その辺は。

○議長（遠藤稔雄君） 総務課長。

○総務課参事兼課長（渡辺信明君） 今回のその増員につきましては、先ほどもお話ししましたように、再任用の部分でふえることがあるということで、雇用しなければならないという条件が1つと、それから今後の行政運営上、例えば子育て支援の関係でもお話ししましたが、今現在4カ所ですか、放課後学童クラブやっておりますが、そこでの対応する職員が全て臨時職員、全てというか、正職員もおりますけれども、ほとんどが臨時職員でありますので、最低1人もしくは2人程度の配置は必要だろうということを考えまして、今回増員をお願いするわけですが、一気に10人なら10人をふやすというのではなく、その年度、年度での退職者、再任用者の絡みを考慮いたしまして、最終的にそのピーク時が138人になるということで、10人の増をお願いするものでございます。

○議長（遠藤稔雄君） 10番。

○10番（門田善則君） それは常任委員会でもその話は聞いたんですけどもね。私が言いたいのは、要は特別職でも保育所なんかで資格を持った方、そういう方が今少子化の波の中で仮に南幼稚園なんかでも人数がふえるという見込みがあるのかどうかわかりませんが、私から見ると減っていくような状況があります。将来的にはその統合も視野に入れた学校配置というものが、幼稚園配置もなるかと思えます。そういった場合には、今ここで採用してしまうというのは、ちょっと安易じゃないかと。もう少し待って、その人数の動向を見ながらということ、今課長は2名ほど新規採用したいような話をしています。1回入れてしまったら、ある幼稚園の先生言っていたそうです。「50過ぎると子供追っかけるのも大変でね」って。そういう先生ばかりふやしても、大変なことになるんですね。だから、その辺をよく鑑みて人事採用は、私は涌谷町の財政も心配するからこその話であって、今役場職員で、では40年働いた人、将来的に幾ら稼ぐんですか。総務課長、どういう試算していますか。

○議長（遠藤稔雄君） 総務課長。

○総務課参事兼課長（渡辺信明君） 職員が役場に入ってから退職するまでということでございますけれども…、ちょっとお待ちください。平均給与で考えてみますと、大体40歳前後が平均年齢になるわけですが、その方々の年収が大体500万程度になるということで、40年勤め上げれば約2億というふうなことになると思います。

○議長（遠藤稔雄君） 10番。



○10番（門田善則君） そのとおりです。簡単に2億って言いますけれども、財政なんかではね、仮に大崎広域の負担金が1億だ、2億だと言われたときに、どうやって出そうかと悩むんですよ。財政担当だけじゃ悩むんですよ。そのことも私踏まえてわかっているから言うんだけど、簡単に2億と言うかもしれないけれども、これ税金の集める税務課長なんかに言わせたら、大変な思いだと思いますよ。今500万のところ、300万、200万、税務課で頑張って集めていますよ。私もすごいなと思っています。ところが、簡単に1,000万だ、1,000万って使う課が出ています。それもどうなのかと思いますよ。だから、人件費だけは1回入れたらやめさせられないから、もっと吟味しないと、ただ単にその人数で確定してしまうと、138までいいんだらうと。これは総務課長があと退職してからは、条例では138になっているから138でいいんだという考えになる総務課長だって出てくるんですよ。ですから、そのことを踏まえれば、私は安易に人数も基本的には1回で10名じゃなくて段階的に、条例は改正できますから、今回はでは5人で改正していこうと。先読みして10年後の138を目指すんじゃなくて、5年後の135でもいいじゃないですか。133でもいいじゃないですか。どういう形で、そこでうまくなかったら、また条例を改正して130何ぼにふやしていけばいいんじゃないかと思う。俺、ここで最初これね、138に明記する何物もないと思うんですが、いかがですか。

○議長（遠藤稔雄君） 総務課長。

○総務課参事兼課長（渡辺信明君） 門田議員さんおっしゃられることもあるかと思いますが、定数条例そのものを短い期間で考えるのもどうなのかなとも思います。なおかつ、今回138人ということで、最大数での数字でございまして、それが必ずしもその人数になるわけでもございせんし、また、その職員定数計画ですか、中でもその職員採用等も考慮していきますので、今回増員するからといって安易に職員を採用したり増員するというふうなことではないということでございますので、その辺をご理解いただければと思います。

○議長（遠藤稔雄君） ほかに。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。8番。反対ですか、賛成ですか。賛成。6番、どちらですか。（「反対です」の声あり）反対。では、6番。

○6番（只野 順君） ただいま定数条例で、総務課長のほうからお話聞きましたけれども、私は再任用ありきのこの定数条例に関しましては、反対でございます。

今の財政、涌谷町の財政を考えた場合、人件費等々がふえてまいります。やはりこういった状況で再任用される方の全てをこの条例で行うということになりますと、やはりふえて財政を圧迫することは明確になります。それから、役場職員として長期にわたって行政事務をしております方々でございまして、時間的に数時間等々と言っておりますけれども、やはり町民サイドから考えた場合、私たちの一般企業等におきましては、もう定年退職は定年退職で新たな仕事、あるいはそういった方向で先を見据えた仕事をするのがいいのかなと思っています。役場にそのまま置かれて再任という形の方向性はいかがかと思っておりますので、反対いたします。以上でございます。

○議長（遠藤稔雄君） 8番。

○8番(久 勉君) かつて役場において、満55歳になったときに、初めてなんですけれども封書で退職勧奨が来たんですよ。おうちへ、自宅へ。何でこんなことやるんだろうと。そのときからもう再任用とか再雇用という話があったわけですから、退職勧奨するんだったら再任用とか再雇用とかそれはすべき。そして、前にもたしか一般質問で行ったことがあると思うんですけれども、前町長のときですね。再任用制度を十分やられていないという現実がありました。だから、それはちょっとおかしいんじゃないの。といいますのは、今の非正規職員、社員というんですか、そういったのが非常にふえている。本当にそれは若い職員にとっても決していることではないし、例えば老健なんかでも基準で決められている、施設の基準で決められている人数があるんですけれども、それ全員せめてそこは私正規職員とこう思っているんですけれども、まだそこまでいっていない。だから、それは働く環境としてやはり長く働いてもらう、専門職としてやってもらうということからすれば、きちんと採用して正規にして、いろいろな手だてというんですかね。

そういうものがあって、初めて人はそこで働けるのであって、今回のことにしても前者は全員再任用みたいなことを言いますが、再任用の方というのは時間で何時間とかと区切ってもできるわけですから、それはやりくりでいいと思うんですよ。午前中だけとか、午後だけとか、1日6時間とかという人もいますし、聞けば先ほど少子高齢化で子供たち減っていくのに保育士ふやしてどうするんだということがありますけれども、来年から4年生までの放課後児童クラブ、それを将来は6年生まで持っていくためには、やはりそこにはその人が必要であります。それを同じ仕事をして、片方は正職で片方は嘱託ということになれば、そこで働く人の勤労意欲というのにもかかわってくると思うんですよ。誰も同じ仕事をしていたら、やはり同じ処遇でやるのが当たり前のことですから、別に128人を138人にしたからって、全部を10人まるまるふやすという考えではないということは、総務課長が先ほどからおっしゃられていますし、中にその保育士5人をふやすというのは将来を見据えたことで、今まで定数条例というのはなかなか定数を抑えること、抑えることがあって抑えてきたんですけれども、今回のその将来を見据えた定数条例の改正には、職員のその処遇改善ということも含めて賛意を表します。

○議長(遠藤稔雄君) これにて討論を終結いたします。

これより議案第93号 涌谷町職員定数条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○議長(遠藤稔雄君) 起立多数でございます。よって、議案第93号 涌谷町職員定数条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。



#### ◎議案第94号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(遠藤稔雄君) 日程第5、議案第94号 涌谷町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大橋信夫君） 議案第94号の提案の理由を申し上げます。

本案は、人事院勧告に基づき改正された一般職の職員の給与に関する法律とあわせて、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律が一部改正されたことに伴い、改正を行うものでございます。

内容といたしましては、働きながら育児や介護がしやすい環境整備を進めるため、所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたさせますのでよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（遠藤稔雄君） 総務課長。

○総務課参事兼課長（渡辺信明君） それでは、議案第94号 涌谷町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

議案書11ページをお開き願います。新旧対照表につきましては3ページからになります。

本案につきましては、ただいま町長の提案理由にもありましたように人事院勧告に基づきまして改正された一般職員の給与に関する法律の一部改正、これに合わせまして一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律が一部改正されたことに伴い改正するものでございます。

主な改正内容といたしましては、1点目が育児に係る子供の範囲の拡大、2点目が介護休暇の分割取得、3点目が介護時間の新設でございます。

それでは、新旧対照表で説明させていただきますので、新旧対照表3ページをごらん願います。

第3条第3項では、子の養育または配偶者等の介護をする職員の週休日及び勤務時間の割り振りについて規定しておりますが、そのうち養育する子の対象として、特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した児童、それから養子縁組里親である職員に委託されている児童も子の対象とするということでございます。

次のページ、4ページをお願いいたします。

第8条の3第4項の改正でございますが、時間外勤務の制限についての読みかえ規定を整理するものでございます。

次の5ページになりますけれども、第11条では、介護時間が新設されることから、休暇の種類に追加をするものでございます。

第15条、介護休暇の規定でございますが、第1項におきましては、要介護者の定義の整理と、これまで介護を要する状態ごとに連続する6月を超えない期間内において介護休暇を取得できるというふうなことからなっておりますが、今回の改正では通算して6月を超えない範囲内で3回まで分割して取得できるよう改正するものでございます。

15条の2は、新設されました介護時間についての規定でございますが、第1項におきましては、介護のため連続する3年の期間内において介護時間を取得できるものとし、第2項、次のページにまたがりましては、1日に取得できる介護時間を2時間を超えない時間と規定するものでございます。

第3項の規定につきましては、介護時間を取得した日については勤務しない1時間につき給与を減額するとするものでございます。

第16条でございますけれども、介護時間を取得するには介護休暇と同様に任命権者の承認を受けなければならないとするものでございます。

議案書の12ページ、13ページにお戻り願いたいと思います。

下のほうになりますけれども、附則でございますが、第1条 施行期日といたしまして、この条例は平成29年1月1日から施行するものでございます。

第2条、第3条につきましては、それぞれ経過措置について規定したものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（遠藤稔雄君） これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第94号 涌谷町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第94号 涌谷町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

休憩いたします。再開は午後2時10分といたします。

休憩 午後1時55分

再開 午後2時10分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（遠藤稔雄君） 再開いたします。

---

◇

#### ◎議案第95号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤稔雄君） 日程第6、議案第95号 涌谷町町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大橋信夫君） 議案第95号の提案の理由を申し上げます。

本案は、9月会議において一部改正いたしました町税条例につきまして、平成29年1月1日施行の期日を同じくする一部改正の未施行分について、一部改正を行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたさせますのでよろしく願い申し上げます。

○議長（遠藤稔雄君） 税務課長。

○税務課長（泉沢幸吉君） 議案書14ページ、15ページになります。

議案第95号 涌谷町町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

本来は未施行分に合わせて改正を行うべきでしたが、平成26年に改正した一部改正に平成29年1月1日からの施行分があることに気づかず改正を行ってしまいました。9月に改正した内容のままですと条ずれが生じますので、一部改正を行うものです。今後はこのようなことのないよう十分注意してまいりたいと思います。大変申しわけございませんでした。

○議長（遠藤稔雄君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第95号 涌谷町町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第95号 涌谷町町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。



#### ◎議案第96号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤稔雄君） 日程第7、議案第96号 涌谷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大橋信夫君） 議案第96号の提案の理由を申し上げます。

本案は、9月会議において一部改正いたしました国民健康保険税条例につきまして、平成29年1月1日施行の期日を同じくする一部改正の未施行分について一部改正を行うものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたさせますのでよろしくお願い申し上げます。

○議長（遠藤稔雄君） 税務課長。

○税務課長（泉沢幸吉君） 議案書16ページから18ページになります。

議案第96号 涌谷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

この条例も町税条例と同じで、本来は未施行分に合わせて改正を行うべきでしたが、平成26年に改正した一部改正に平成29年1月1日からの施行分があることに気づかず改正を行ってしまいました。9月に改正した内容のままですと条ずれが生じますので、一部改正を行うものです。今後このようなことのないよう十分注意

して行ってまいりたいと思います。大変申しわけございませんでした。

○議長（遠藤稔雄君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第96号 涌谷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第96号 涌谷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。



#### ◎議案第97号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤稔雄君） 日程第8、議案第97号 涌谷町子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大橋信夫君） 議案第97号の提案の理由を申し上げます。

本案は、本町における子ども医療費助成の対象年齢を18歳まで拡充するとともに所得制限を撤廃することにより、子育て世帯の医療費の負担軽減を図るなどを行うため、一部改正するものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたさせますのでよろしくお願い申し上げます。

○議長（遠藤稔雄君） 福祉課長。

○町民医療福祉センター福祉課長（牛渡俊元君） それでは、議案書の19ページをお開きください。それから、新旧対照表は15ページになります。新旧対照表のほうでご説明したいと思います。15ページをお願いいたします。

涌谷町子ども医療費の助成に関する条例新旧対照表、まず第2条でございますが、定義でございます。今、町長の提案理由でもございましたとおり、子供の定義を「15歳」から「18歳」に引き上げるものでございます。これによりまして、18歳までを助成の対象とするものでございます。

第3条でございますが、助成の対象者といたしまして、これまで所得制限を行ってございましたが、その文言を削除することによって所得制限を撤廃するものでございます。

それから、第5条でございますが、第5条につきましては、更新申請等の手続の提出を省略させることによりまして受給者証を郵送することによって、保護者の利便性を向上させるものでございます。

以下につきましては、文言の整理となっております。

議案書の19ページにお戻りください。

附則といたしまして、この条例は平成29年4月1日から施行するというふううたっております。以上です。

○議長（遠藤稔雄君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。8番。賛成ですか、反対ですか。ほかにございませんか。8番。

○8番（久 勉君） 昨日ですかね、子育てのことで一般質問もございましたけれども、町長のいう公約あるいは所信表明、施政方針で、安心して子供を産み育てられる町を目指すということと、それから以前から最初スタートしたときは宮城県内でも先駆者的な町だったわけなんですけれども、その後後発部隊に追いつかれたり、追いつかれるだけならまだなんですけれども追い抜かれてしまったみたいな感が否めなかったんですけれども、今回改めて高校生まで、現在35市町のうち9団体が高校生までもう既に行っております。ですから、うちは10番目になるわけなんですけれども、それでも以前一般質問でも質問させていただいたんですけれども、なかなか実施されなかったということ、特に美里が中学生までやってその所得制限撤廃したとき、やはり隣町に住む者として隣と比べたらどうなのかということも申し上げたんですけれども、それもままならなかったということで非常にじくじたる思いでいたわけなんですけれども、調べてみれば10月末現在でゼロ歳から高校生まで2,367人という数字です。ですから、この2,367人の親御さんたちにとっては、肌で感じるサービスの向上というのですかね。金額で見ますと、28年度の当初予算で4,600万、総合計画の実施計画の中では29年度も4,675万7,000円、30年度も4,675万7,000円。これがどのくらいふえるのかというのを担当課に聞きましたところ、29年度で5,500万と約820万ぐらいの増となります。さらに、更新の手続について簡素化を図るということは、住民サービスというのですかね、住民サービスの向上にもつながる。

特筆すべきは、総合計画をつくって実施計画つくって、実施計画の中ではこのまま行きますよということを出して、それをやはり施政方針あるいは町長の所信表明でおっしゃっているその子育てを充実させるために、実施計画にないものも先取りしてやるということは、これがやはり政治だと思うんですよ、私は。だから、各担当課長さんたちにも申し上げたいのは、実施計画でこうなっているからということじゃなくて、それだけじゃなくて、町長がやはり所信表明とか施政方針で言っていること、何を言っているのかというのをきちんと熟読して、そしてその予算編成に挑んでいただきたいと思います。

ちょっと残念だったのは、企画財政課長にきのうも言いましたけれどもね。公共施設の総合管理計画の中で、「施設の新設は原則として行わず、必要最小限にとどめる」、これをわざわざ赤字で書く意味というのは、自分の判断で書いたというんですけれども、これはよく考えてみると議員に対するけん制なのか、あるいはこれ、内部の担当課で変な予算要求するなよというけん制なのか、ちょっとどちらにもとれるような、そのことは別にどうでもいいんですけれども。（「8番さん、的確をお願いします」の声あり）

話題からそれてしまいました。はい。子育てを充実させるということで、より一層今より実際そのサービスを受けている経済的に大変な親御さんにとってはまさに朗報だと思いますので、賛意を表します。

○議長（遠藤稔雄君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第97号 涌谷町子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。  
本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第97号 涌谷町子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。



◎議案第98号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤稔雄君） 日程第9、議案第98号 涌谷町心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大橋信夫君） 議案第98号の提案の理由を申し上げます。

本案は、心身障害者助成対象者の登録更新申請に係る様式等の規定を明確化するため、所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたさせますのでよろしくお願い申し上げます。

○議長（遠藤稔雄君） 福祉課長。

○町民医療福祉センター福祉課長（牛渡俊元君） それでは、議案書20ページ、新旧対照表のほうは17ページになります。

これにつきましては、今町長の説明でありましたとおり、受給資格の登録の際の更新申請の結果の通知をするという文言が欠落しておりましたので、今回子ども医療、それから母子・父子家庭医療とあわせて、文言を整理するものでございます。以上です。

○議長（遠藤稔雄君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第98号 涌谷町心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第98号 涌谷町心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。





◎議案第99号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤稔雄君） 日程第10、議案第99号 涌谷町母子・父子家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大橋信夫君） 議案第99号の提案の理由を申し上げます。

本案は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に基づき、DV被害により現に母子・父子家庭となっている世帯を医療費助成の対象に加えることにより、被害者家庭の医療費の負担軽減を図るなどを行うため、一部改正するものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたさせますのでよろしくお願い申し上げます。

○議長（遠藤稔雄君） 福祉課長。

○町民医療福祉センター福祉課長（牛渡俊元君） それでは、議案書21ページになります。新旧対照表につきましては、18ページをごらんいただきたいと思っております。新旧対照表のほうでご説明いたします。

今、町長のほうから説明あったとおり、第2条におきまして、母子・父子家庭医療費の助成の対象者の定義の中に、配偶者暴力防止法、いわゆるDV防止法におきまして被害を受けている母子家庭・父子家庭を対象に加えるものでございます。

それから、第5条になりますが、こちらも子ども医療と同様に、通知を郵送することにより対象者の方々の利便性の向上を図るものでございます。以上でございます。

○議長（遠藤稔雄君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第99号 涌谷町母子・父子家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第99号 涌谷町母子・父子家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。



◎議案第100号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤稔雄君） 日程第11、議案第100号 涌谷町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備

及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大橋信夫君） 議案第100号の提案の理由を申し上げます。

本案は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令により、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたさせますのでよろしくお願い申し上げます。

○議長（遠藤稔雄君） 福祉課長。

○町民医療福祉センター福祉課長（牛渡俊元君） それでは、議案書22ページになります。それから、新旧対照表のほうは20ページからになります。ちょっと今回改正の内容が多うございますので、附属書類の11ページ、A3判の横のものです。12月会議資料の11ページに一覧に今回の改正の内容をまとめてございます。そちらをごらんいただきたいと思っております。

それでは、目次につきましては、条ずれによる改正及び第5章の追加になっております。

それから、ちょっと飛びまして、第5条につきましては、単独型及び併設型指定介護予防認知症対応型通所介護、認知症のデイサービスの従業員の員数の規定でございますが、看護職員の従事基準の追加を行うものでございます。

それから、1つ飛んで39条につきましては、指定管理予防認知症対応型、今言った認知症のデイサービスの地域との連携という規定でございますが、こちらの内容は運営推進会議の設置規定の追加でございます。

それから、第40条になりますが、指定介護予防認知症対応型通所介護のサービス費に関する記録の保存年限の変更でございます。

それから、47条につきましては、介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の定義及び利用定員、この利用定員の規定の追加でございます。

48条につきましては、同じく設備及び備品等の規定ございまして、居間及び食堂の面積要件等の変更になっております。

それから、1つ飛んで59条、非常災害対策の規定、これも小規模多機能型の事業所の非常災害時の訓練等の実施の追加でございます。

それから、65条、86条につきましては、先ほどの39条と同様に運営推進会議の設置規定の追加になっております。

91条につきましては、町長への委任事項の追加でございます。

その他につきましては、文言の整理になっております。

議案書に戻っていただきまして、議案書の一番最後ですね。済みません、32ページです。

附則でございますが、この条例は公布の日から施行するということになっております。以上です。

○議長（遠藤稔雄君） これより質疑に入ります。9番。

○9番（杉浦謙一君） 文言でちょっとなかなか読んでも難しいんですけども、新旧対照表で28ページなんですけれども、第11条のこれ、余り改正するところじゃないんですけども、内容及び手続の説明及び同意という第11条の2項第1号の今回改正するところであとありますね。この中で、「指定介護予防認知症対応型通所介護事業者の使用に係る電子計機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する」とあるんですけども、この電子計機というのは何を指しているのかということ、その同じアの次にイというのがあって、「指定介護予防認知症対応型通所介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル」というふうになっていて、これは「電子計機」という用語というのがあるのか、ちょっと私よくわからないんですけども、そういった点でこの用語どうなのかなと思うんですが、どうなんでしょう。

○議長（遠藤稔雄君） 福祉課長。

○町民医療福祉センター福祉課長（牛渡俊元君） ちょっと済みません。恐らく「電子計算機」になるのかなと思われまして。イのほうで「電子計算機」というふうに書いておりましたが、アのほうの「電子計機」のところは計算機の誤りでした。これは訂正させていただきます。

○議長（遠藤稔雄君） 課長、もう一回お願いします。

○町民医療福祉センター福祉課長（牛渡俊元君） 電子計算機、アのほうがですね、アの2行目、「電子計算機」になります。「電子計機」と記載されておりますが、「電子計算機」になります。

○議長（遠藤稔雄君） よろしいですか。ほかにございませぬか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第100号 涌谷町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（遠藤稔雄君） 起立全員であります。よって、議案第100号 涌谷町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。



#### ◎議案第101号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤稔雄君） 日程第12、議案第101号 工事請負契約の変更契約の締結について（平成27年度黄金山工業団地造成土木工事）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大橋信夫君） 議案第101号の提案の理由を申し上げます。

本案は、平成28年3月11日付で契約を締結した平成27年度黄金山工業団地造成土木工事を変更するものでございます。本契約は、株式会社太田組と6,684万120円増の仮契約を平成28年11月21日に締結したところでございますが、その変更契約について議決を求めるものでございます。この変更契約により、工事の総額は3億9,516万120円となるものでございます。

詳細につきましては担当室長から説明いたさせますのでよろしくお願い申し上げます。

○議長（遠藤稔雄君） 企業立地推進室長。

○まちづくり推進課企業立地推進室長（大崎俊一君） それでは、議案書33ページをごらんください。

議案第101号 工事請負契約の変更契約の締結についてを説明いたします。

平成27年度黄金山工業団地造成土木工事について、下記のとおり請負契約の変更契約を締結するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年浦谷町条例第10号）第2条の規定により、議会の議決を求めるものです。

- 1、契約の目的、平成27年度黄金山工業団地造成土木工事。
  - 2、契約金額、変更前、金3億2,832万円、変更後、3億9,516万120円。
  - 3、契約の相手方、宮城県登米市迫町佐沼字南佐沼一丁目3番地の12、株式会社太田組代表取締役太田陽平。
- 続きまして、工事の変更点について申し上げます。

議会資料12ページをお開きください。

変更点につきましては、資料の右下の表に記載しております。主なものといたしましては、防災調整池において地盤調査解析の結果、軟弱地盤対策が必要となったため、地盤改良を行っております。この費用に3,000万。

右左折レーンの整備につきましては、警察署及び道路管理者との協議の結果、安全性を考慮し設置するものです。この費用につきましては500万。

不良土場外搬出につきましては、当初セメント混合処理による土壌改良を見ておりましたが、他の作業工程とかち合い工期が延びるとということが想定されたことから、場外搬出について検討しまして、受け入れ先が見つかりましたことから小里八幡堤防の近くに搬出してあります。この費用につきましては当初見込んでおりましたセメント混合処理と相殺したため、新たな費用負担は発生しておりません。

防火水槽の新設につきましては、当初消火栓のみでの対応を考えておりましたが、開発行為の届け出の協議の中で異なった方法での水利の確保が求められたことから、防火水槽の設置を決めております。これにより、水道布設範囲が短くなってあります。

また、ガードレールにつきましては、上の区画と下の区画との高低差があることから安全性を考慮し、また、調整池につきましても通常は水はありませんが、雨が降ったときなど人が入らないようにという防護柵を設置する費用として214万1,000円。

このほか、道路管渠の移動など、合計9点の変更点となっております。総額で町長が申しましたとおり総額6,684万120円の増、資料の上では繰り上げさせていただいております6,684万1,000円で表示のほうはさせてい

ただいております。

済みません、1ページ飛びます。14ページをお開きください。

総体の事業費となります。予算ベースでは当初5億円ということで説明させていただきました。最大で1月会議のほうで補正予算のほうを組ませていただきまして8億1,711万6,000円となりましたが、今回支出ベース変更の欄で6,684万1,000円の増額をした結果と、あと今後の見込みといたしまして、安全上の道路照明灯の設置工事、あるいは管理道路の舗装工事、分譲に必要な分筆作業などを見込みまして、最終では4億9,939万8,000円ということで、総額を見込んでおります。

なお、工期につきましては、済みません、前のページに戻ります。13ページ目をお開きください。

開発行為の許可が当初の見込みより3カ月おくれてしまっております。そのため、その間工事のほう、手がつけられない状態になりました。そのことと今回決まりました下の区画、こちらのほうを最初に仕上げるということになりましたことから、工事自体も手がかかるということで下から上に工事を行ったということもあり、現状の工期でおくれを回収しようとしたものの、ここに来まして難しく、6月末に工期を延期させていただきましたと思っております。

なお、予定どおり3月末には分譲を開始いたす予定です。

4月以降につきましては、のり面工事など附帯工事が一部残る予定となっております。

最後に、議員の皆様への説明がくれましてご迷惑をおかけいたしました。11月第2回会議の冒頭で議会運営委員会の委員長から申し入れがありましたことを真摯に受けとめまして、今後はこのようなことがないように努めてまいります。今後とも議員皆様のご指導を承りたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上で説明を終わります。

○議長（遠藤稔雄君） これより質疑に入ります。2番。

○2番（佐々木敏雄君） ちょっと冒頭ですが、ちょっと議長のお許しを得たいんですが、8番の一般質問でも出ましたけれども、議会報告会で非常に町民の関心が高かった案でございますので、きのうの行政報告並びに予算執行は今回繰り越しの事業なので出ておりませんので、その予算の執行状況等を踏まえて質問したいと思いますが、いかにお許しをいただきたいと思っております。

○議長（遠藤稔雄君） この件に関する予算の執行状況ですか。（「はい」の声あり）はい、許します。

○2番（佐々木敏雄君） よろしいですか。それでは、きのうの行政報告についてちょっとお伺いしますが、3,000平方メートルの面積であるということと、それから建てる場所は一番下の段で、図面からいくと1万平方メートルなわけですが、それを全部入るのか、それとも建物面積以外に幾らかほかに残地みたいに残るのか、ちょっと確認したいこと。

それから、年商10億と聞いたんですけども、会社が幾つあって、従業員が何名で10億なのかをちょっと確認しておきたいと思っております。というのは、うちのほうでは10名という採用予定、その採用の予定も地元採用を10名にするのか、全社員で10名にするのか、その辺もちょっと不明確だったので確認させていただきます。

それから、予算執行についてちょっとお伺いしますが、1月会議で……、14ページになりますかね。ただいま説明ありましたが、予算ベースで8億1,700万ということがあって、中を見れば公共下水道の事業が

なくなっているというのが大きな減の要因だと思うんですが、事業の集計でf マイナスb、右から2番目の一番下なんですが、60万2,000円という額がどこから出ているのか、ちょっとこれを教えていただきたいことと、その公共下水が必要ないということがいつの時点でわかったのか。これをちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（遠藤稔雄君） 企業立地推進室長。

○まちづくり推進課企業立地推進室長（大崎俊一君） それでは、回答申し上げます。

まず、1点目、1万平方メートル全部入るのかというご質問ですけれども、1万平方メートルの下の区画、こちら全部使わせていただく予定となっております。

続きまして、売上高10億ということをきのう説明申し上げましたけれども、会社のほうが国内にきのう説明させていただきましたように本社、津工場と松阪市に飯南工場の2カ所ございますけれども、現在ほぼ津市の本社工場のほうでほぼ全製品を製造している状態にあります。従業員数のほうも全部で33名で、うち本社、津工場のほうで30名ということになっております。採用者10名につきましては、今回1名近隣で採用のほうをさせていただいておりますけれども、10名につきましてはほぼ地元で採用したいというご希望はありますけれども、全員が全員やはり当初から技術持てるというわけではないので、やはり本社からの応援という形で対応させていただくような話を聞いております。

済みません。14ページの資料の比較増減f マイナスbの一番下の欄、大変申しわけございません。訂正させていただきます。「△602」、60万2,000円になっておりますけれども、正しくはマイナス3億1,771万8,000円、「△317,718」です。申しわけございませんでした。

あと、公共下水道をやめるというよりも休止、一時計画を休むという決断をしたのは、5月になります。4月に業者さんが涌谷進出断念ということを受けまして、翌月5月に計画の見直しのほうをかけております。以上です。

○議長（遠藤稔雄君） 2番。

○2番（佐々木敏雄君） あともう1点ですけれども、契約をするという説明があったんですが、どのような内容の契約なのか、ちょっとその辺をお伺いします。といいますのは、前に私質問したんですけれども、あそこは分譲するという前提での説明を受けたんですけれども、その分譲価格というものがまだ明示されていないのと、それから地元企業に対する説明なり、そういうことを早く示したらいいんじゃないかという話もした経緯がありますので、そのところを契約の中にはそういう分譲価格とかも入るのかどうかをお尋ねします。

あと、従業員ですけれども、10名は採用で全部で何人になる予定の会社なのかも含めてもう一度お願いします。

○議長（遠藤稔雄君） 企業立地推進室長。

○まちづくり推進課企業立地推進室長（大崎俊一君） 今回行います立地協定につきましては、1つが会社さんの立地表明の意向と、町としてはそれに対して全面的支援をいたしますという協定の内容になります。金額等にはその協定には入ってきません。あと、金額の契約等につきましては、土地の売買契約の時点で明確にさせていただくこととなります。

あと、採用の関係なんですが、操業開始時点で10名ということでお伺いしております。なので、地元採用、あと本社からの応援含めた形の10名ということでお伺いさせていただいております。

○議長（遠藤稔雄君） 2番。はい、答弁の続き。

○まちづくり推進課企業立地推進室長（大崎俊一君） あと、済みません、抜けました。地元企業への説明ということでしたけれども、きのう表明のほうさせていただいたばかりです。地元企業への説明につきましては、今後説明のほうをさせていただきたいと思っております。

○議長（遠藤稔雄君） 2番。

○2番（佐々木敏雄君） 今回の契約でほぼ工事の全体額が約5億という形に出るんでしょうけれども、それを単純に面積割りするのかわかりませんがちょっと知り得ませんけれども、そんなところが近い数字だろうと思います。それで、仮にその売買契約の際に、高い安いというようなことも出る可能性もあるかもしれませんけれども、その辺の内輪の話とかはしているのかわかりませんが、それから町民の皆様は10名の従業員となると、ちょっと期待外れなのかなという感想を持つんだろうと、私は聞いていませんけれどもそういう感想が聞かれそうな気がしますけれども、今東京都では「大山鳴動してネズミー匹」とかという言葉が出ているようですけれども、町長はその辺どう今回の導入についての感想というか、その辺をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（遠藤稔雄君） 企業立地推進室長。価格について。

○まちづくり推進課企業立地推進室長（大崎俊一君） 売買単価につきましては、ちょっと今後お示しさせていただきますけれども、単純に工事費を面積で割った額ではなかなか他の工業団地とも勝負できませんし、あとちょっとほかの市町村でもそれ以上に上げて売買をしているという事例もございますので、その辺を加味しながらご提案させていただきたいと思っております。

○議長（遠藤稔雄君） 町長。

○町長（大橋信夫君） 従業員の数につきましては今明らかにしたところでございますが、これがきっかけになるということですね。いわゆる今までなかった業種が来た。しかも、新しく近隣の県じゃなくて、わざわざ三重のほうからそういう会社が進出してくるということにつきましては、ほかの企業にとりましても大きなインパクトになるものと期待しております。

○議長（遠藤稔雄君） ほかにございませんか。4番。

○4番（稲葉 定君） 黄金山工業団地の造成工事の内訳の中に、不良土砂場外搬出という項目があって、結局相殺ゼロということなんだけれども、相殺ゼロはいいけれども、幾らと幾らで相殺ゼロなのか、お聞かせいただきます。

○議長（遠藤稔雄君） 企業立地推進室長。（「少しちょっと時間いただいてもいいですか」の声あり）  
休憩します。

休憩 午後2時54分

再開 午後2時56分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（遠藤稔雄君） 再開します。企業立地推進室長。

○まちづくり推進課企業立地推進室長（大崎俊一君） それでは、4番議員さんにお答えいたします。

直交で1,560万です。

○議長（遠藤稔雄君） 4番。

○4番（稲葉 定君） 1,560万はわかりましたけれども、セメント処理から場外搬出に変わったんだけど、私、ある建設会社の現場担当者からこういったことと同様のことを聞きましたところ、セメント処理より場外搬出のほうがずっと安く上がるんだということを聞いたんだけど、そういったことを見積もり甘かったとか、そういったことはないんでしょうか。

○議長（遠藤稔雄君） 企業立地推進室長。

○まちづくり推進課企業立地推進室長（大崎俊一君） うちのほうで積算した結果なんですけれども、1つの要因としては、やはり距離の問題もございます。あと、車のほうも現在今高騰しております。そういった要因を加味して同じぐらいになったということになると思います。

○議長（遠藤稔雄君） よろしいですか。（「はい」の声あり）ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第101号 工事請負契約の変更契約の締結についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（遠藤稔雄君） 起立全員であります。よって、議案第101号 工事請負契約の変更契約の締結については原案のとおり可決されました。



#### ◎発言の取り消し

○議長（遠藤稔雄君） ここで、2番議員より、一昨日の一般質問で不適切な言葉遣いがあったということで、その削除を求められております。また、先ほどの6番議員の議案第93号中の質疑の中で一部不適切な発言があったということで、これを削除してほしいという申し出がございましたので、その部分を精査して削除したいと思います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） それでは、そのようにさせていただきます。





◎散会について

○議長（遠藤稔雄君） お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ散会したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって散会することに決しました。



◎散会の宣告

○議長（遠藤稔雄君） 本日はこれで散会いたします。

ご苦労さまでございました。

散会 午後2時59分

